

平成 29 年 9 月 19 日 (火曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	矢 野 昭 三	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	山 崎 正 男		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	税 務 課 長	尾 崎 憲 二
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	川 村 一 秋
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長	今 西 文 明	建 設 課 長	森 田 貞 男
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 課 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議事日程第4号

平成29年9月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 29 年 9 月 19 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは冒頭、台風 18 号に関する災害対応につきまして、報告をさせていただきます。

今回の台風 18 号への対応と致しましては、15 日金曜日の議会終了後、15 時 30 分より、全管理職により今後の対応協議を行いまして、翌 16 日土曜日 16 時から、防災担当部署による配備体制を取りました。

16 時 15 分に災害対策会議を開催し、17 時には各避難所開設、同 17 時 30 分には、避難準備・高齢者等避難開始情報を町内全域に発令致しました。

その後、同 18 時 43 分に大雨警報が発令され、第一次配備態勢を取り、翌 17 日日曜日、夜明け前の 4 時 25 分に大雨暴風波浪警報が発令、同 10 時 18 分には高潮警報が発令されました。

それを受け、11 時に第二配備とするとともに災害対策本部を設置し、職員 43 名および消防団本部で対応に当たりました。

今回、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令した地域は、町内全域 5,561 世帯、1 万 1,484 人で、開設致しました 23 カ所の避難所への避難者数は、17 日の 12 時 35 分時点で 20 世帯、26 人でございます。

被害の詳細につきましては、現在、関係する部署で取りまとめを行っている最中でございますが、9 月 18 日 18 時時点での取りまとめ概要について報告をさせていただきます。

18 日、早朝よりのパトロール等の結果、路面の石、枝葉、および倒木はあったものの、大きな被害等はありません。

また、農業関係の被害状況につきましては、オクラ、シシトウの路地災害 1.3 ヘクタールの被害。キュウリなど、ハウスの被覆資材の破損 0.27 ヘクタールとなっております。

このように、17 日 15 時から 18 時にかけて黒潮町に最も接近した台風 18 号は、強い勢力を保ったまま当町付近を通過致しましたが、幸いにも人的被害や家屋等物的被害など、大きな被害はございませんでした。

人的被害が発生しなかったことは、地域の方々の防災への備えと適切な行動があったからだと思っておりますが、この場をお借りしまして、引き続き災害への備えをお願いするところです。

また、避難所の開設等におきましては、区長さんをはじめとしまして地域の皆さまには大変お世話になりました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

今後の被害調査等により被害が確認されましたら、復旧に全力で取り組みますとともに、より一層防災体制の引き締めを行い、地域の皆さまとともに災害に強いまちづくりを進めてまいります。

議長（山崎正男君）

これで町長の発言を終わります。

本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、坂本あや君。

1 番 (坂本あや君)

おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

私が今日用意した質問は3点でございます。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、今ご報告がありました、台風の報告いただきました。本町にあんまり大きな被害もなかったということでございましたので一安心したところですが、不幸にも災害に見舞われた方も幾分かあろうと思います。早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

今回、3点質問出してるんですけども、ちょっといろいろリンクしている所がありまして話が前後するような所があるかとも思いますが、まず1番についてから質問させていただきます。

新庁舎の開庁について、ということについてご質問致します。

私、今朝も庁舎の所を上ってきたんですけども、だいぶ形も見えてきましたし、それから、今まで私たちが図面の中で見ていたものがだんだん現実味を帯びてきて、きれいな、ちょっとグリーンがかったようなガラスが光に放たれて、とてもきれいな庁舎だなと思って拝見してまいりました。

また、高台にありますので、今はまだ周りの整備ができていませんので、全体的にはあまり美しい景観とまではいきませんが、非常に高台にあることによって、海が見えたり、入野松原の姿が見えたりということで、大変景観のいい場所になろうかなというふうには思っていました。

そして何よりですね、こうした災害があるときに海が見えるということで、庁舎の上から海の状況、それからいろんな入野地区の状況等を見ることができて、本当に、まあ変な言い方をすると、高見かよというようなことを言う方もあるかもしれませんが、私は、この高台の新しい庁舎から、地域の状況、それから黒潮町の状況を見ながら、防災の対策にこれから進んでいける本庁舎が仕上がるということで、大変期待を申し上げているところでございます。

それで、今回質問を準備しましたのは、先日の答弁の中でもありましたけれども、庁舎の進捗については6パーセントぐらいの遅れで順調に工事は進んでいくだろうということで、11月には引き渡しができるというふうなご答弁をいただきました。

私が今回心配しているのはですね、一つは、庁舎ができるとはいえ、まだ全体の環境についてはまだまだ。道路の関係、それから庁舎の周囲の整備ということで、かなりまだ事業が残るんじゃないかなということで、今後のスケジュールということ。

それから、それに当たってお引っ越しをするということですので、引越しになりますと、ここの庁舎の中にいろいろな備品等もございます。そして、持っていけないもの、持っていけないものがあると思います。この議場の中でも、持っていけないものも多くあるというようなことを伺っております。そういったことを併せまして、今回の移転ができる予定で進んでいる庁舎建設ですけれども、今後のスケジュールですね。

それから、住民が、まだちょっと環境的には整備が整っていない所をどのように利用したらいいのかということ。

それから、現庁舎の財産の処分はどうなっているかという点について、1番でお伺い致します。

議長 (山崎正男君)

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の1番、新庁舎開庁について。今年末には移転ができる予定で庁舎建設が進んでいる。今後のスケジュールについてのご質問にお答え致します。

新庁舎の建設工事につきましては、先週のご質問でもお答えをしたところでございますが、11月初旬の工事完了を経て、11月末に引き渡しを受ける予定でございます。

新庁舎開庁に向けて、ハード面のスケジュールについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、国道56号大方改良道路から進入する新庁舎までの町道は舗装まで完成を致しますが、のり面工事について一部未完了となる部分がございます。そこにつきましては、新庁舎西側の町営住宅建設予定地の、のり面種子吹き付けでございます。

来客用の駐車場につきましては、舗装まで完成を致します。

続きまして、現国道56号線からのアクセスと致しましては、大方改良道路が、よどやドラッグ大方店前から新庁舎入り口までの暫定的な供用となるため、しばらくの間は、よどやドラッグ大方店前の現国道からの進入となります。

住民の皆さまには、大方改良道路全面供用までの間大変ご不便をお掛け致しますが、よろしくお願い致します。

なお、新庁舎周辺の残りの工事におきましては、職員駐車場の舗装等、開庁後の工事として残るようになりますが、順次、早期完成に向け進めてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

おはようございます。

それでは、坂本議員の一般質問の1、新庁舎開庁についてのご質問の、住民の皆さまの利活用や現庁舎の財産処分について、通告書に基づきお答えします。

建設等の詳細なスケジュールにつきましては、ただ今、まちづくり課より答弁させていただきましたとおりですが、私の方から、先の質問でも答弁させていただきましたとおり、平成30年1月9日からの新庁舎開庁を目標として、取り組みを進めております。

次に、住民の皆さまの新庁舎の利活用につきましては、新庁舎に設置されるくろしおホールを解放して、皆さまにご利用していただくことを計画しております。

このくろしおホールにつきましては、イベントホールとして利用できるように、いすや机などの什器類は可動式としており、また、ホールと1階スペースとをシャッターで閉鎖をし、2階、3階への通路を遮断することで、閉庁時の一般開放も可能となっております。

また、くろしおホールを住民の皆さまに活用していただくほか、期日前投票や各種の閲覧スペースとしての利用、また、確定申告の相談窓口としての利用なども計画しており、有効に活用することとしております。

最後に、現庁舎の備品等につきましては、現在のところ、大半の備品等は新庁舎に持っていくことを計画しておらず、町の出先機関や学校、保育所などで再利用を検討したいと考えております。

さらに、町の施設を使い地域おこし等に貢献している、あったかふれあいセンターや集落活動センター事業

など、また、商工会や社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの公共的な組織や団体への譲渡など、有効に活用していただくことを検討しております。

最終的には、町内各地区への譲渡も行っていきたいと考えておりますので、現在、他の市町村の例も参考としながら、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

今、ご答弁いただきましたご二人の話について、再質問を致します。

まず、56 号の件ですけれども。

説明の道路はまだ 56 号もできてないし、それから、町道については整備をできてくるということでしたけれども。道路は、よどやの方から国道を入れて進入して、また庁舎をぐるっと回って、帰るときにはまたその道に帰ってくるということですよ。

今まだ道路が開通をしておりませんので、今朝もまだ、あの前には土があるような状態でしたので、まだしばらく工事はかかるのかなと思ってるんですけど。舗装とかそういうものについてはもう全部、町道までできてくるということでよろしいんでしょうか、ということが 1 つです。

それからですね、あと、今、総務課長の方からご説明ありました利活用のことなんですけれども。例えば、私の家のすぐ裏に道路がついてますので、さあ歩いていこうかと思いますと、結構距離があるんです。

それで、現国道はそのまま動いてますので、まだ新道路については、新たなその交通機関の乗り入れというのはまだできないかと思うんですけど。今はできないでしょうけども、将来的にはですよ、どんなふうには私たちは庁舎へ行けばいいのか、ということをお伺いしたいと思います。

道路が開通すれば、庁舎へは西からも東からも、旧国道になります現国道ですね。そこを通過して上がって、15、6 メートルある所から町道に入るというルートになると思うんですけども、今は旧国道をバスが走ってますし、いろいろな乗り合いも走ってます。それからデマンドなんかにしても、現道を利用してると思います。で、将来的には、じゃあ私たちはバスで行ったらいいの。じゃあ、歩いていくときにはどんなふうには上がっていったらいいのとか、なかなか分からないことが多いなと思います。

多分、開通して、開庁が 1 月の 9 日ということですので、そのときになると皆さんもいっぱい来てですよ、何かセレモニーがあるのかしらとか、まあ餅投げもするのかしらとか、いろいろそういう行事もあろうかと思えますので、併せてそのあたりをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

そしてもう一つ、全財産処分の件についてなんですけれども。まず、優先的に行政の関係のところが必要なものの備品とか財産分については、譲渡なり、それから払い下げなりをするということなんですけれども。何か一般の方々ですね、特に地区ということですよ。地区の方々が、こういうものが欲しいよとかっていうものをですよ、何かこう見れる機会ですかね。こんなものはいいのよとか、こんなものは持っていてもいいよとかですね、そういうものが見られるときっていうのは設定していただけるものなんですか。

その点、3 点についてお伺いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答え致します。

国道 56 号大方改良道路の舗装につきましては、よどやドラッグ大方店から新庁舎入り口までの道路、歩道等の舗装については、完了致します。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

坂本議員の再質問にお答えします。

まず 1 点目として、新庁舎への交通手段の確保についてお答えをさせていただきたいと思います。

新庁舎への交通機関につきましては、高台に移転する新庁舎までの移動手段を確保するための交通機関として、路線巡回型バスの導入の検討をしております。

この路線型巡回バスは、決まった時刻に同じ経路について円を描くように巡回するバスであり、新庁舎や土佐入野駅、あかつき館などの施設を経由するように計画しております。

また、現在運行しております幹線バスにつきましても、新庁舎への経由をするよう改善を図っていきたいと考えております。

それと、3 つ目のご質問の、廃品回収などの状況というかやり方ですが、他の市町村の例を一例として答弁させていただきたいと思います。

四万十市の備品回収の譲渡の状況につきましては、大まかなところ、まず、先ほども答弁させていただきましたとおり、出先機関を含めた他の部署、および公共団体からの備品の譲渡の希望を聞き取りを行った後、再利用の手続きを行い、希望のなかった備品等につきましては、各自治会への譲渡を行った上で、最終的には廃棄をしたと聞いております。

この各自治会への譲渡につきましては、営利を目的としないことを条件として、自治会で使用する目的のものを譲渡したというふうに聞いております。

ご質問の、見ることができるかどうかということですが、他の市町村では置き場を定めて、確認をされたということを聞いておりますが、例えばリストとかであったり、そのようなことで対応もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

まず、利活用の仕方について再々質問します。

この地域ですね、バスを走らせるということですね。循環バスというんですか、そういうものがあるということなんですけど、その範囲は入野地区ということなんでしょうか。

例えばですね、今は各集落に公共交通の計画の中で、デマンドバスなんかを進めていこうという計画も進められていますよね。今は北郷の地区でご利用されてる方もいらっしゃいますし、日常的にも十分利用して、病院へ行かれたりとか、それからいろんな施設に行かれたりとかして、生活の一部、自分の車をお持ちにならない方が自分の生活の範囲の車の利用の仕方というので、随分もう位置付いてきてるなというふうに思います。

というのは、そのデマンドがやっぱり必要なということではすよね、ご自宅からやはりこういうバスに乗る所まで、それから列車に乗る所まで、やはりその移動手段について不便があるということがあって、こういうデマンドバスの取り組みというのが始まってきていると思うんですね。そうするとですね、まずご自宅からデマ

ンドバスに乗って、入野の駅の方までデマンドで出てきますと。そうなったときに、それからそのバスですね。循環バスに乗り換えて、それからぐるりとかう回って、また今度帰るときには、そのデマンドバスとか路線バスとかを利用して帰るということになるんでしょうか、ということが一つの質問です。

それですね、ご心配になっていた方で、そのぐるりんバスが走ることによって、列車なんかで来た方は入野の駅に降りられると思いますので、そこから循環バスに乗って役場の方まで行くということで、そのあたりの不安は少し解消されるのかなと思います。

ただ、高台にあるということですので、まあ思いもよらないことがあると思うので、これからいろんな形で現状を見ながらいろいろな対応が必要になってくると思うんですけども。まあ、歩いていくにはやっぱりかなり距離があるということで、十分そのあたりを考えていかないとですね。まあ、よくあることです。今までだったらですよ、ここにあったから便利だったのに、あそこに行ったからこんなになったわということは絶対出てくる話ですので、十分の注意した、いろんなことに配慮をした利活用の仕方をお考えしておく必要があると思うので、どういう機関とどういうふうリンクしていくか。ほんとに順調にその時間がですね、きちっ、きちっとうまく結び付いていくかということが大事だと思うんです。

特に、路線バスをご利用になる方もいらっしゃいますけれども、今でもですね、路線バスで出てきて、それから次の所に行くときには、そこに待ち時間がたくさんあって、なかなか思うようにスムーズに動けないというような現状なんかもありますので。その循環型バスと、それから地域路線バス、それから、くろ鉄なんかの連携の仕方というのも十分配慮が要るんじゃないかなと思いますので、そのあたりについてももう少し詳しくお話をいただきたいなと思います。

それから、全体的にそのデマンドバスはまだ、北郷地区は順調に動いてますけど、馬荷はまだやるという話で進んではいってましたけれども、まだ実際はできてないのかなと思うので。そのあたりが今度、1月の9日から動くときにはですよ、連携が取れるようになってるんでしょうか。

ということ、併せてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、北郷加持エリアのデマンドバスの運行について、お答をさせていただきたいと思います。

北郷加持エリアのデマンドバスにつきましては、新庁舎に直接発着ができるように、経路といいますか路線の変更を今、検討をしている状況でございます。

次に、路線循環バスにつきましては、いわゆる市街化交通ということで新たに、先ほど答弁させていただきましたように、新たに設ける予定で今、準備を進めておるとい状況になります。

最後に、馬荷のデマンドバスにつきましては、平成29年度、デマンドバス化ができるように現在取り組みを進めておる状況で、開始の予定はまだはっきりしておりません。そういう状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

何かこう、ついでの質問みたいになって申し訳ないところもあるんですけども。

やっぱりいろいろですね、各集落の方々が、やっぱり新しくなった本庁というのは非常に利活用も増える

と思いますし、今まで分散している機能が一元化されるということで利用率も非常に上がってくると思うんです。

そういう形の中で、やっぱり皆さんがそこに訪れるための方法というのは、やはり私たちのこの地域では、列車で来るか、バスで来るか、自家用車です。それから、まあ自転車で来るにはちょっと坂が急なので、ちょっと心配はするところですけど、やっぱり皆さんそういう自転車なんかもご利用になりますので非常にこう利活用が増えるということで、私は心配しているところなんです。まあできない間は、本庁がすべて完成し、それから国道も全線が開通して供用開始になるということになるとですね、いろいろな形でまたルートも変わってくると思うんですけれども。

私、これに合わせてですね、庁舎を取り巻くその交通環境というのを十分考えていかなければいけないと思うんです。今のデマンドバスなんかのことにしてみても、デマンドバスが入ってくるようになったときにですね、じゃあその循環型のバスの利用というのはうまくリンクしていくというか、その利用率というのがやっぱりきちっと上がっていくのかなということもちょっと心配もするんです。そのデマンドバスプラス、その循環型バスを走らせるということになると思うので。

例えば、朝、デマンドバスで一番に庁舎に入りました。それから、いろいろな所に行きたい。まず、一番最初に庁舎でいろんな手続きを済ませて、それから、じゃあ一緒に郵便局にも行きましょう。それから農協にも行きましょう、とかいうような形になると、細かいことを言って大変申し訳ないんですけど。デマンドバスで役場で仕事を済ませて、それからこの循環型のバスに乗って、ぐるりこの入野地区で、銀行にも行きたい、郵便局にも行きたい、農協にも行きたいとかいうような、そういうことにそのバスが利用をすることができる、というふうなイメージでとらえたらよろしいのでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員がご指摘されたとおりのイメージで結構だと思いますが、詳細につきましては今検討中でして、なかなか絵に描いた餅のようにはないのではないかとこのように想像してまして。

新庁舎の開庁後に、住民の皆さまの利便性の向上についてさらに有効な事業等がありましたら、それも導入も図るということを検討しながら、利便性が落ちないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

私、揚げ足を取るわけじゃないんですけど、やっぱりいつもちょっと心配するのはですね、やっぱりきちっとしたイメージを描いて皆さんに伝えるということが、何かをするときにはまず大事なんだと思うんです。開庁したらもう利用が始まるわけですから、それまでには第1段階のこうするんだぞっていうのは、私はあるべきだと思うので。

例えば、1月の9日、開庁がします。じゃあ、それまでに12月のお便りですね、広報がありますよね。広報のときに、今、今度国道がちゃんと開通して、両側から入れるようになるまでの間に、皆さんにはこういうルートでこういうふうに通って庁舎を利用してくださいっていうものは、お知らせいただけるようになるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

広報等で周知するように、検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ぜひ、不安。私もですね、実際あれだけ近くにいる、自分がどんなふうにも、地域がどんなふうにも利用できるのかなというのは、非常に分からないんですよ。実は、で、どういうふうにもルートを通って、本村の方だったらどういうふうにも行くのかな。それから、入野地区だけでもですよ、皆さんがどんなふうにもなるのかということが分からない。そしたら、他の地区の方はまだ分からないと思うの。ぜひですね、その広報で矢印も書いて、バスの姿も書いて、分かりやすくですね。まだ危険な状態でもありますのでね。工事が進んでいる中での供用開始ということになりますので十分な配慮が私は要ると思いますので、それはしっかりやっていただきたいと思います。

それで1番は終わります。

次に、2番です。これも関連してるのをちょっと分けてるので重複した部分が出てきて大変申し訳ないなと思うんですけども、2番は、国道56号大方改良事業の完了に伴うまちづくりについてです。今までお聞きしたのは完了するまでの話で、これからは完了したらというような形で、町の描くイメージをお伺いしたいと思います。

入野地区は庁舎の移転、国道のつけ替えと、これまでとは大変大きく町の姿が変化してまいります。将来の計画の見直し、それから災害に強い、ハード事業が今非常に多く出来上がってきましたのでその点では心強いところもあるんですけども、本来の意味での災害に強いまちづくりという意味。ハードであったりソフトであったり。それから、そういうことを実践することによってですね、地域の住民の皆さまに、やっぱり新しく生まれ変わったこの景観。そういうものが愛される地域づくりというのが必要ではないかと思いましたので、質問をさせていただきます。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の2番、大方改良事業の完了に伴う町づくりについて。入野地区の将来計画の見直し、災害に強く、住民に愛される地域をつくっていく必要があるのではないかについて、ご質問にお答え致します。

入野地区では、これまで大方改良事業に合わせたまちづくりとして入野地区都市再生整備計画を策定し、水路、舗装等の町道整備、新庁舎付近の調整池整備、そして、現在造成工事中の城山宅地整備を行っているところでございます。

入野地区都市再生整備計画は平成24年度から平成28年度までの計画ですが、繰り越しをし、本年度事業で完了となっております。

国道56号大方改良事業の完了に伴う新たなまちづくり計画につきましては、現在、持ち合わせていないのが

現状でございます。

しかしながら、今後、新庁舎、大方改良の完成、高規格道路佐賀大方道路の延伸と、町の姿が大きく変わってまいります。住民の皆さまの生活も変わっていく中で、今後の道路などの整備計画も踏まえ、地域の実情に応じた新たなまちづくりを検討してまいりたいと考えております。

なお、入野地区都市再生整備計画が完了するに当たり、本事業がもたらした成果等を客観的に検討して、今後のまちづくりの在り方の検討と、事業の成果を分析するため事業効果の調査を実施し、結果を住民の皆さまにお知らせを致します。

このような調査結果につきましても、新たなまちづくりの検討材料にしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今ご説明いただきました、入野地区の都市再生の整備事業が 28 年で完了したということです。それで分析をし、調査をして報告していただけたということでした。

私はですね、入野地区が、まあこれ入野地区ということで出してはいますけど、全体的にやっぱまちづくりという構想についても意味を含んでるところもありまして。

まず、中心市街地という形になると、新庁舎を中心としたまちづくりというものが、ある意味必要になってくると思いますし。それから、今、課長の方から説明がありましたように、今からの道路網の整備、かなり進んできますので。そうすると、その入野地区に将来的に高規格道路のインターもできるというような話になるとですね、今からやっぱりいろいろな計画を進めていっていないと大変なことじゃないかなと思います。

それから、庁舎が移転するに当たってもですね、もともと、ここに今庁舎がありますけれども。この庁舎が、最初はここをちょっと高くしてこの位置でというところがあったのがですね、やはり東日本の震災を受けて、この位置では適切ではなからうということで高台に移りました。そうすると、町の姿というのはほんとに大きく変わってきます。

それに、ここ市街地活性化の事業で見直しをしようというような計画も入ってございましたが、今、それはもう白紙の状態になっているというふうに思っています。先日の質問の中でもですね、町長はご答弁なっておられました。これからのまちづくりの姿については町長からのトップダウンというのではなくて、やはり地域の人たちと一緒にあって、まちづくりのその計画を進めていく必要があるのではないか、というお話がございました。私も、まさにそうだと思います。ですから、今ご答弁いただきましたように、今の整備計画が完了して、じゃあ次、どういうふうなまちづくりの姿を描いていくのか。どういう絵を描いていくのか、ということになったときにはですね、やはり住民参加で、やはり町全体の構想を考えていくという必要もあると思います。

私、そのまちづくりということについてなんですけれども、黒潮町は合併して 10 年が過ぎました。それで、何回も私ここで申し上げるので、もう耳にタコができてるといふ方もいるかもしれませんが、やはりこの地域はほんとに、自然美豊かで素晴らしい町です。そして、来年度にはもう高規格道路が拳ノ川までやってくるということになります。そうなりますと、今まで私たち入野地区に住んでいる者は何を心配してたかということについては、やはりこの今の現道が大変危険で、ここにたくさんの車が入ってこられたときに、子どもたちの安全や高齢者の安全がほんとに守り切ることができるのか、ということが一番の不安でございました。ですから、いろいろなこの新しい事業が入ってくるについてもですね、やはりほんとにこの入野地区のこの過酷な現道が残された中では、早く来てくれ、どうのこうのというふうに、計画も立てにくいところもございま

した。しかしながら、30年、31年になれば、この地域には新しい道ができますので、そうなると、ある程度の交通量を引き受けることができるような地域になるのかなと思っています。まあ、事故というのはいつ起こるか分かりませんので、大変みんなの注意をしながら、やはり安全を守りながらやっていくということが大事なことでございますので、注意は怠ることがないというのが一番大切なことなんですけれども。本当にこれからのまちづくりというのはですね、この道路網が整備されることによって随分変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

そして、もう一つ思いますのは、やはり道路がつくことによる経済効果が出てきます。非常にこれは大きなものが出てくると思っています。私たちは、黒潮町の東に当たります拳ノ川から、高規格道路が終点でございますので、そこからは皆さんがどーんと降りて来てくださるわけですので。それを、やっぱり小さな町の経済にどのように反映させていくか、そういうことを考えていかなければいけない時期に入っています。もう既に、本当は入っているわけですね。旧佐賀町で進められていました、まちづくり交付金事業というのもありまして、いろいろな取り組みがなされて、今の佐賀地区のまちづくりは高速道路が来ることによって町を変えていこう、というような形での事業計画も進められてきたというふうに思っています。

そういう流れの中で、ずっとこう町が今の高規格道路ができることによって、拳ノ川から、次は中角インターができる。そして今度、入野地区にもインターができる。それまでに、上川口にもできるということでした。そういうインターが徐々に徐々にできてくることによって、町の姿というのはずっと変化をしていきます。じゃあそれに伴って、じゃあ黒潮町のまちづくりというのはどういうふうに描いていったらいいのか。第1パターン、第2パターン、第3パターン、まあ時代がずんずん変わってきますので、描いたものがそのまま、実際にまちづくりになるかという、それは言いかねないところがあるかもしれません。さっき総務課長が言ったみたいに、絵に描いた餅になるものもあるかもしれません。でもですね、やっぱりこういうことを考えていくということは非常に大事なことであると思います。まして、私たちの地域は東日本大震災を受けての津波の公表高が全国一番というふうなことで、大変ダメージを受けた。でも、それを町長は、ピンチをチャンスに変える。それから被災者を出さないという、黒潮町の理念に当たる部分をしっかりお示しいただいて、今、私たち町民はみんなその目標に向かってまい進している、というところだと思います。

そうなればですね、そのことをやっぱりアピールできるまちづくり。それとプラス、やはりこの自然環境等を併せたまちづくりというのを、構想をやっぱり立てていく必要があると思うんです。今はすぐに、どんなものをどんなふうにするというふうなことは難しいかもしれませんが、やっぱり話し合いの場を持っていくというのが大変重要ではないかと思って、今日はこの質問にさせていただいたんです。

今、本当に町長が今日、朝一番にご報告なさったようにですね、町の職員の皆さんも、その防災に対しては非常に俊敏な対応をしていただいて、さまざまな所で第一配備にすぐに着けるようなものも実際何度も経験されていらっしゃるの、大変ご苦労が多いことだなと思いますし。それから、それ以上に地域担当制を敷きながら、今、各地域に出向いていただいて、地域との防災の計画を進めていただいています。これが、私は防災だけには終わらないと思うんです。町長もいつもおっしゃるように、この防災計画に参加すること、それがイコール、やっぱりまちづくりであるということだと思うんです。それにはですね、やはりその防災というだけの切り口ではなくって、やっぱりその防災を含めた、今度新しいやっぱり町のイメージ、絵ですね。やっぱりそういうものをこれからは、住民と一緒に描いていくということが大切なんじゃないかなと思っています。

黒潮町っていう町は非常に豊かな町で、何でも結構ありますよね。一次産業の農業も強いですし、それから漁業も強い。それは生産性は落ちてるといいながらもですね、でもやっぱり私たちの町はそういう一次産業を守っていく町です。そして、そこでできたものを加工して販売するというような取り組みも出てしまし

た。そういったそのまちづくりのイメージ、絵を描くためにはですね、今このときから住民の皆さんと一緒にあって、まちづくりの計画を少しずつ、やっぱり住民の目に見えるような形にしていく取り組みが必要じゃないかなと、私は思っているんです。

で、その一つの事例の地域として、今回、入野地区という対象を出させていただきました。これは、ここだけのことを言いたいわけではないんです。この黒潮町全体が変わっていく中で、まず、この庁舎の移転、国道がつくという、そのことを切り口にして、防災、それから防災を含めたまちづくりという絵をまず描いてみてはどうかということ、大変説明が長くなりましたけれども、町長にお聞きしたいなと思っています。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

通告をいただいております入野地区のまちづくりの将来構想と申しますか、現時点では、何かの大きい施設を機能をこう配置してという計画を持ち合わせているわけではございませんが、ご指摘いただいておりますようにインフラが変わってまいりまして、かなり町の姿が変わってまいります。

現段階では、自分たちはこう考えています。町がすべてをコントロールして、大きな整備計画というのは、少し時流にもそぐわないのかなと思っています。ただし、環境が変化したことによって例えば起業してみようという方が、実際役場の方にもお声掛けをいただいている方もございます。そういった方に対して、精いっぱいご支援をさせていただくと。こういったことが非常に重要ではないかなと、そんなふうに思っています。

それからまた、これも質問の中でご指摘いただきましたが、佐賀につきましてもかなり環境が変わってまいります。いったん拳ノ川インターまで、片坂バイパスが先行して開通を致しますが、その後、平成30年代半ばには、仮称佐賀インターまでの供用が開始されると。こういったことになろうかと思えます。一般論的に事業計画を見ても、そういうことになろうかと思えます。

そうなったときに、佐賀地区が終点地域ということになりまして、ここの経済効果をどう吸収していくのか。それを最大限吸収するための方策というのは、確実に事前で準備をしておかなければ間に合いません。従いまして、来年度からは佐賀地区の物販強化。つまり物販強化といいますが、佐賀地区でどうその経済効果を吸収するのかという構想策定に入りたいと思っております。それらをまずかちっと、大きなものにはならないかも分かりませんが、確実に成果が出るものとして仕上げていく必要があろうかと思えます。

全国にいろんな事例がございます、いろいろ拾い出すんですけど、割と一般論でまとまっているのが多くてですね。実際にその計画どおりにやって、ほんとに効果が出るのかなという疑問が付くものもたくさんございます。そうならないために、しっかりと効果が必ず得られるような、そういったものに仕上げていかなければならないと思っております。

いずれにしても行政だけでできるものではございませんで、一番必要なのは、その地域のご理解と、それから住民のご支援。そして最も大事なことはですね、恐らく既存の事業者とのタッグやと思えます。つまり、例えば缶詰製作所のように役場がゼロから立ち上げましたというモデルではなくて、現在、地域の中で一生懸命頑張っている、ノウハウを持ったその経営体といかに協働体制を取れるかと。これが僕は肝だと思っております。

実は、佐賀地区におきましても事業者さんとのヒアリングをもう既に開始を致しております、まだちょっと時間はかかりますが、必ず効果がきちっと得られると。それによって佐賀地区全体への経済効果が及び、それが雇用を生み、就労の場としてしっかりと、佐賀地域全体が生き残っていけるといえますか、そういっ

たものに仕上げようと思っております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今の町長のご答弁を聞くとですね、まず佐賀をやってから入野地区だよ、というわけではないですよね。

本当に順番にいけば、拳ノ川、そして中角の佐賀インター、そして上川口、そして入野と、やってまいりません。町長がおっしゃるように、私たちもう大きなビルを望んだりとか、大きなちょっとショッピングモールを造ってもらいたいとか、あんまりそういう要望というのはだんだん少なくなってきてるんじゃないかなというふうに感じます。今やっぱり、集落活動センターやあったかふれあいセンターなんかの活動も非常に盛んになっているし、それと、道の駅と物販場、いろいろな形で本町は展開されています。やっぱりそれが息長く続いていくためには、やはり集客というのはどうしても大事なことだと思います。その集客が、やはり道路、道がつくことによってやってくる。まあ、あまり道路を通して出ていかないように私たちも気を付けなければいけないところがあるわけで、やはり本町に来ていただく。そして、そこでお金を使っていただく。そういうことがやはり、これから私たちの地道な計画の上にやっぱり成り立っていくものではないかというふうに、私も考えています。

実は、その3番にちょっと佐賀のことをいこうと思って準備したんですけど、先に町長が佐賀地区のことをお話いただきましたので、ちょっとかぶってくるかなというようなところもあるんですけども。それはちょっと置いといて、先にちょっとその計画の作り方というところにお話を持っていきたいなと思っているんですけども。

そうするとですね、町長が今、企業とのヒアリングをしながら計画を立てていくということがございました。それは何か、そのまちづくりの委員会であるとか、それから協議会であるとか、そういうものを立ち上げて、その中で住民参加でやっていこうとされているのか。どういうふうな形で進めていかれようとしているのでしょうか。

今まで私たちも、町長がおっしゃるように、コンサルタントの方に莫大（ばくだい）なお金を掛けて作っていく事業というのは割と、本当にこう実現性が少なかったかなということは、何か薄々感じてる部分があります。ですから、自分たちで考えて、自分たちがやってみようと思うことを形にしていくということが望まれるのではないかなということは、私もおっしゃるとおりだと思うんです。しかしながら、なかなか皆さん忙しいというのも、大変忙しいですよね。役場の職員さんにこれ以上、防災の仕事もいっぱいある中に、今度まちづくりの事業もみんな、じゃあ地域担当で考えていこうよということになるとですね、なかなか労力も増えてまいります。ですから、そのバランスを取りながらやっていくということは大変重要なことだと思うので、具体的にどういうふうな形で進めていかれようとしているのかということがちょっと分からないところなんですけれども。まあ、急いだことは忙しい人に頼めというくらいですので、やはりこれから力を付けた本町、黒潮町ではですね、やはりその防災計画と絡めながらのまちづくりというのが、これから将来的に進めていかれるのかなというふうな期待もするんですけども。

町長がこれから、そのまちづくりについてどんなふうに進めていかれようとしているのかということがあれば、ちょっとお伺いしたいです。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答え致します。

一貫して申し上げてまいりましたが、経済ですべてが解決できるとは思っておりませんが、やはり基盤となるのは経済活動だと思っています。その経済活動をいかに刺激するのか。そして、刺激することによって、新しい投資、それからそれから拡大をどう誘発していくのかというのは、もしかするとこれまでの役場の機能としてはなかったかも知れませんが、これからはやっぱり自分たちが前面に立たなければならないと思っています。

そう考えたときに、全体のまちづくりを進めていこうとしたときに、どういう進め方があるのかというのが質問のご趣旨だと思いますけれども。

一つはですね、まず、公益性をどう担保していくのか。つまり、例えば今、声高に叫ばれております少子高齢化が進んでいったり、過疎化が進んでいったりする中で、いかに住民の皆さんの利便性が低下することのないような、いわゆる公益性の高い町をどうつくり上げていくのか。これがまず第一だと思っています。

先ほど、1つ目のご質問でもご指摘をいただきました。新庁舎ができて、公共交通どうなるのかと。どうしてもインフラがまだ確定しておりませんで、大方バイパスの方が。具体的に、何年の何月からこういうことにといいことには、現段階ではなかなか申し上げにくいところですが、おっしゃるとおりでございます。例えば、新庁舎関連のインフラにつきましても、新庁舎が高台に移ることで、大きく分けまして2つの不便と申しますか利便性の低下が出てまいります。一つは、恒常的な利便性の低下。それからもう一つは、一時的に発生する利便性の低下。

この恒常的に発生する利便性の低下というのは、移転候補地の変更を表明させていただいたときにもご説明させていただきましたように、単純に、市街地から少し離れた所に、しかも高台に上るということで、災害時の機能が格段に上がります。しかしながら、どうしてもその災害時の機能を保障しようとすると、日常の利便性の低下を招かざるを得ないと。こういうことでございます。これはもうずっと恒常的に発生する、利便性の低下でございます。

これからもう一つは、先ほども申し上げましたように、新庁舎が高台に移る。それを補完するインフラが整備完了とはならず、かつ、ご利用されている住民の皆さんのご意向を踏まえながら、新しい公共交通の体系をつくり上げていかないかということ、恐らく数年は、かちつとしたものになるには時間がかかるかなと思います。これはもうどうしても経なければならない時間だと思っています。

こういったものをいかに迅速に解決できるのかと。これが、公益性の高い社会をどうつくり上げていくのかということだと思っています。

ご質問でもいただきました市街地交通も、幾つかの機能を自分たちは期待をしているところです。

一つは、中山間から出て市街地の方へ出てこられた方に、接続交通としまして市街地のさまざまな所へ行っていただけるような、そういった機能。

それからもう一つは、公共交通の確保は、10年、あるいは20年前までは、もしかすると中山間特有の課題であったかも知れませんが、現在はもう市街地でも、その公共交通、移動手段の確保というのは命題となっております。

その2つの大きな目的をクリアできるように、市街地交通、総務課長の言葉で循環型という言葉がありましたが、四万十市のぐるりんバスをちょっとイメージしていただくとイメージしやすいのかなと思います。

そういったことで、まずは住民の皆さんの生活の不便性をできるだけ排除する。そういった公益性の高い社会環境をつくり上げていく。これがまず第一です。

それから2番目は、そうはいいながらも、じゃあ公益性の高い社会がいったん、一時的にはできたんだけれ

ども、経済活動をおろそかにしていると、もはやその社会インフラ、公共交通も含めて社会インフラの維持すらもなかなか厳しくなっていくよというのが、現在、10年後、あるいは20年後を予測したときに、簡単に導き出される解です。そうならないために、基盤となる経済活動をしっかりと黒潮町で起こしていかなければならない。そのためには、先ほど申し上げましたように役場だけでやるのではなくて、もう既に実際に現場で頑張っている、経営ノウハウのある、あるいはマーケットを見る目がある、そういった企業としっかりと、がっちりタッグを組むことで、しっかりと効果が出せるモデルをつくれると思っています。

実際に、具体的な事業に乗っていくには少し時間はかかるかと思いますが、そういった公益性の高い社会をどう行政として構築していくのか。プラス、その社会的に公益性の高い社会をいつまでも継続するために、経済活動をどう支えていくのか。この大きな柱としましては、この2つだと思います。それらを、できるだけ多くの皆さまからご意見をいただきながら、そして時には、企業のように少しとがった所とがっちりタッグを組ませていただいて、企業の皆さまにもこの地域づくりに企業として参画いただくと。

こういったことが必要であろうかと思っております、できればその方向で進めさせていただければと思っております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

そうですね、力強い、やっぱり継続性ができるようなその経済活動。

今まで私たちは、小さな集落の小さな経済を動かすことによって、やはり黒潮町という町に活性化が訪れるというようなイメージを持ちながら、地域の人たちの産品、それをどう生産性に乗せて、どう経済に反映させ、価格に展開していくかというふうなことをテーマに、これまでやってきたのかなと思っています。その最たるものが、やっぱり直販所の運営であったり、それから道の駅の立ち上げであったりというふうなものが、本町の新しい事業の一環であったと思いますし、また、それは全国的にもそうございました。やはりかなりそういうことで経済が潤っているというような現状がありましたけれども、やはりそれもある一定、やっぱ限界に近付いてくるというのがあります。それはやはり、地域の少子高齢化に臨むところだと思うんですけども。

次は、それをどう効率よく持続していくかということになると、やはり強い企業。強い企業は大きな企業というのではなくて、やはり地域に根付いた力強い企業をどう育てるかということが、やはりこれから地域にとっては必要だなというふうなことは、私も思います。

で、町長が今おっしゃるですね、企業の方と連携を取りながら、やはりこの町の中の経済を動かしながらやっぱり対価を得るということだと思あるので、その関連性を考えていくとですね、やはり私はこの町の中、特に入野地区なんかにも農協さんがあったり、商工会さんがあったり、経済をやっぱり支えていく基盤になる組織というのが存在しています。そういう所との連携というのは、町長としてどういうふうにお考えになりますか。

小さな企業を起こして育てていくという、起業家の方もいらっしゃいます。でもやはり、これまで地域に根付いてきた企業、それから公益的な所との連携。やはり私、そこはどうしてもですね、地域の中で進めていくべきもので連携を強くしていくべきじゃないかなと思って、ちょっと気にはなっている部分だったので、今のご答弁に併せてご質問ができたらと思っています。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

おっしゃられるとおり、町内にはずっと地域に根差した企業が、例えば JA とか JF みたいな所も含めまして多数ございます。そういった所から、できればほんとドドマップでご意見がいただければ、自分たちとしては大変ありがたいんですけども、なかなかそれぞれの組織がそれぞれ忙しくてですね、なかなかそこまでの考えが及ばない所もあろうかと思えます。

また、特に行政にしか入ってこない情報とかもございまして、そこはもう密に連携を取りながら情報交換をまず、どれだけ濃い情報交換ができるかがファーストステップかなと思っています。

それからもう一つ、そういった所と連携を図る上において、例えば新しいビジネスを起こしましょうというだけではなくてですね、ほかにもさまざま打てる手がございます。先日は、建設協会の役員さんに役場までお越しいただきまして、少し協議をさせていただきました。これまで、平成 24 年ぐらいまでは国の公共投資が非常に少なくてですね。例えば社会資本整備を進めていく上において、単純に、その社会資本整備がどう進んでいくのかということだけではなくて、町内で頑張っておられる建設業者さんをどう残していくのか。つまり、会社の継続をどう図っていくのか。これが一つ、大きな至上命題でありました。

しかしながら現在は、現政権になりましたからは、割と公共投資もピークからすると 3 分の 1 程度ですけども。そうはいいいながらも、ここ数年では若干伸びてきています。そうなりますと、これからはその会社、経営体をどう維持していくのかもありながら、もう一つはその経営体に参画している被雇用者、つまり雇われている方ですね。従業員の方の環境改善どう図っていくのか。これは、今まで行政が手を出したところのないところだと思います。

今、国が働き方改革でありますとか、そういったことを盛んに言われております。それは国に任しとけばいいというわけではなくて、やっぱり小さい自治体としても、それなりに主体性を持って対応しなければならないというところだと思います。

先日、協会役員さんにご相談させていただいたのは、会社を残すためのインセンティブとして社会資本を進めていくというのは、しばらくペンディングですと。ただし、今、実際に雇用されている方の環境改善、これを図るために、行政として支援ができる所があるかないか。それを一度、協会内で検討いただきたいと。つまり、作業員さんとしてお働きになっておられる方が、例えば 1,000 円日当がプラスされるためには、例えばこういうことが必要だよ。こういうことがあれば、もしかしたらそれが可能かも分からない。そういったことをしっかりと協会でお話し合いをいただきたいと。つまり、小さいビジネスを起こすだけではなくて、あるいは大きいビジネスを起こすだけではなくて、新たなビジネスを起こすだけではなくて、今ある企業で雇われている方の労働環境の改善をし、そこにしっかりとサラリーとして可処分所得が向上することで、それもまた一つの経済活動の基盤となるわけでございます。そちらを整えていくことも、これからは行政として一歩踏み出して、手を着けていかなければならないところだと思っております。

従いまして、相当、企業の方とはこれからお話し合いをさせていただく機会が増えようかと思えます。その機会を通じて、行政が今までなかなか情報伝達ができていなかったもの、つまり共有すれば、ああ、そういうこともあったのかとおっしゃっていただけるような情報が、まだまだ行政にはあると思います。そういった情報をできるだけ、どんどんどんどん企業の皆さまにもご紹介をさせていただいて、がっちりタッグを組んで、お互いの協働関係といいますか、共に町をつくり上げていくんだという意識醸成をまずつくった上で、個々の事業に踏み込んでいきたいと、そのように考えております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

大変内容が深くなってきて、私の質問の範囲をぐぐっと越えてしまったぐらいの答弁をしていただいているように思っています。

私が今回、この質問の中でお示ししていました、災害に強いという意味合いなんですけれども、なぜ、このまちづくりの中に災害に強いという、そのハードだとかソフトだとかというふうな部分というのを考えた上で、皆さんに愛されるまちづくりというのを進めていかれては、というご質問の趣旨の部分に少し戻りたいと思っているんですけれども。

これまで私たちの地域はほんとに、町長が今お話しになったようにですね、いろいろな企業の方がいらして、それぞれの業種の違う方々がやっぱり地域の中には存在している。やっぱりその中で、町長はその一つ一つの企業の方々とを詰めた話し合いをしながら、やはり持続可能な町をつくっていくための取り組みをするということだと思うんですけれども。そのいろんな業種の方々と、どういう共通認識を持ってやはり進めていくかっていうことについて、私は非常に興味のある部分なんです。それは、私たちが集落の中でも同じことだと思うんです。今まで、集落の中でもいろいろな考え方の方がいて、それから小さいお子さんから高齢者までの、いろいろな年齢の幅の方が集落にはお住まいになっています。そういうふう集落の中にお住まいになって、それぞれがそれぞれの立場で仕事をしたり、楽しんだり、いろんなことをしているんですけれども。この防災ということに取り組んだときに、本当にあの集落みんなの同じ共通の課題としてですね、その防災というものの切り口が非常に有効だなというのは日々感じます。

それで、今まで私たちの黒潮町が、経済活動がなぜ弱いかというところなんですけれども。やはりそれは、みんながそれぞれ頑張ったら、それぞれである程度成果が出てきたっていう部分が、やっぱり見えていたんじゃないかなと思います。でもこれからは、そのまちづくりの中では、みんながある程度同じ方向を向いて力を出し合うというまちづくりというのが求められてくるのではないかなというふうに思います。それぞれの経済活動はもちろん大事です。でも、それを含めて、やはりこの町が一つになる、そのテーマというものですよね。いろんなテーマがね、町にはありました。人と自然の付き合い方を求めてとか、それからハードからハートへだとか、いろんなテーマを掲げながらまちづくりというのは今までも行われてきましたけれども、今やっぱり本町のテーマはやっぱり防災という切り口であるというのは、今までのここ6年ぐらいの取り組みの中で見えてきたものではないかなと思います。だから、あえてちょっとまちづくりの中にこの防災という切り口を入れて、地域のまちづくりをもう一度見直してみる、いい機会じゃないかなと思うんです。

特に、今からいろんな形で地域と姿が変わっていくときに、今までと同じではなくて、やっぱり皆さんが一つの方向である程度まとまれる理念というんですかね、そういうものをもう一度つくり上げていく時期にあるのではないかなと思っています。それぞれがそれぞれの力を出すための支援を、もちろん町もしていかないといけないと思うんですけれども、やはりそれぞれが今までのように頑張っているだけでは、やはりこれから変化していく私たちの町の姿には、もう少しみんなが協力する、一つにまとまれるテーマというのが要るんじゃないかなと思います。それはやはり、防災という切り口。それは、非常にハードでもあり、非常に優しいことだと思うんです。厳しいとこばかりじゃなくて、今は集落の人が集落の人を思う。そういう取り組みになってきていますので、この防災という切り口が、いろいろなその職種の方々の力を合わせることににもなりますし、それから集落の力も合わせることににもなりますので、そうした黒潮町の方向性というのは防災に向けてみんなが力を合わせていく。でも、その日々は、やはりそれぞれの経済活動の上に支えられている。農業だけやったらいい、漁業だけやったらいい、サービス業だけやったらいいっていう今までじゃなくて、そういういろんな職種に携わっている人が、やっぱりみんな防災考えるんだって。うちの町はっていう、そういうまちづく

りをぜひみんなで話し合いをしてもらいたいなというのが、私のこの2番の意味合いです。

ですから、町長さっきご説明あったように、佐賀の拳ノ川にできる新しいそのまちづくりの計画、それから中角の計画、それから上川口の計画、それから入野の計画、それから、中村までに行くその流れですよ。一つの流れ。山から川へ流れて、海へこう行くような、そういう黒潮町の流れの中に、やはりここに、やっぱりかちっとした考え方があるんだよってということになると、やはり防災という切り口で、愛されるまちづくりをつくっていくという姿勢が大切ではないのかなというふうに思うのですが。

いかがでしょう。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答え致します。

防災に関する見識というのはもうおっしゃられるとおりでして、全く異論がないところです。

深く掘り下げていけば掘り下げていくほどですね、地域で、地域の力が強くないと防災は成立しないというのは、もう僕だけではなくて防災セクションの人間も、うちの職員はもうほとんどそういう同じ理解にいます。

それからもう一つ、大変重要なご指摘もいただきました。防災は非常にこう、皆さんがテーブルにつきやすいテーマであるというのはほんとに間違いないものでございまして、どこかと利害関係が発生したり敵対関係が発生するものではないので、非常に同じテーブルにつきやすいという、一つの特性を持ったテーマです。これ実は、高校生サミットもこの考え方が根流に流れておりまして、世界でこれからいろんなことが起こるだろうと。起こるんだけど、もうシングルピックだけでテーブルについて協議をしても、なかなか多国間でまとまらないと。しかしながら、これから世界を支えていく高校生が、まずつきやすいテーブルにみんなでドーンと乗っかること。これからスタートしなきゃ駄目だよ。これが、サミットの開催の、実は考え方の根流に流れている考え方です。

同じように、地域に照らし合わせても同じことだと思っています。これまでも、地域の力が地域の力というのはたくさん言ってきましたが、先日、うちの防災教育を担当していただいています片田先生からも、いろんな事例のご紹介もいただきました。

例えば、だれも逃げてない中で一人だけ率先して避難をすることの難しさというのは、もう皆さんは、ここであらためて僕が説明するまでもなく、もうご承知のところですよ。

ただ、片田先生から心強い事例のご紹介いただいたのは、全員が逃げている中で、一人だけそこにとどまろうとする。これもまた非常に困難であると。つまり、やっぱりみんなが逃げることで、個の逃げる、いわゆる避難行動誘発になると。ということで、やっぱり防災というのは地域で進めていかなあかんよね。そういうことです。

で、これも片田先生の理論なんですけれども、最近コミュニティーが衰退してきたとかよくいわれますけれども、決してそれは人口減とか、過疎化だけが原因ではなくて、コミュニティーは衰退していくには衰退していく理由があると。それは、昔はもともと防災という切り口で、コミュニティーががちっと固まっていた。つまり、全体で対応しないと、今のように火事が起きても消防団が来てくれるわけではありませぬし、地震が来たら、誰かのお宅をお借りして一時お過ごしにならなければならないということで、地域の力で災害対応に当たっていたと。ただしそれを、極論を言いますと、行政がいろんな機能を収奪していったり、あるいは分業化が進む中で、災害対応をする方の専門職ができてきた。こういった中で、地域として防災をやる必要がなくな

ってきたから、コミュニティーがだんだんだんだん衰退していった。これも一つの大きな要因であるということもおっしゃっておられました。

そうなりますと、議員からご指摘いただきましたように、防災を切り口にして防災を突き詰めていくことで、コミュニティーの再生にもつながると思っています。それには相当の時間もかかるかと思ひますし、労力も掛かるかと思ひますけれども、決してマイナスにはならなくて、必ず一步一步前に進めていける、その過程になると思っています。

従いまして、これまで同様にこの防災を一つの切り口として、黒潮町の中で横串が刺せるテーマとして進めていくことも大変重要です。

特に本年度からは、これまで進めてまいりました、沿岸地域を主に進めてまいりました津波防災だけではなくて、中山間も対象とした土砂災害も防災プログラムにも入ってまいります。そうなりますともう黒潮町全体で、災害特性、災害種別を問わずに、災害に対応するというのはどういうことなのか。こういったことが広く住民の皆さまに行き渡ると、議員が望まれておられると思うんですけども町が一つになるといいですか、防災を切り口にした一つの意識の醸成ができるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

ただ、そのためにはですね、一般論的に進めていくのではなくて、やはりこれまでの事例とか、しっかりと理論をしっかりと解析分析して、きちんと自分たちの道筋をまずつけなければならぬと思っています。ただ単純に、地域に入って行って防災話し合ってくださいねでコミュニティーが再生できるような、そんな簡単な話ではなくて、そこに誘導するためにはいかなるアプローチが必要なのか。こういったことを、しっかりと自分たちの中でプロセスをしっかりと整理すると。こういったことになろうかと思ひます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

私も今、はっと思ったんですけども、地域というのは本当に防災という面では支えられながら地域づくりというのがあったという町長のお考え、本当に。逆にすると、今まで私たちが忘れていたことをもう一回再確認しているのかなということをおもいました。

それで、防災からのまちづくりということで私が今ご提案しているのは、まちづくりという、防災から入っていくと集落を形成できたということと同じように、今、私たちの地域の中でいろんな防災のことを考えていると、逃げてから何が必要だとか、逃げて何日か暮らすときに水が幾つ要るかとかいう話も、今までずっとしてきました。でも、これから先、じゃあその後まちづくりどうなるのっていうことが、次のその地域のテーマにだんだんできてきています。

今、避難所運営マニュアルとか、それから地区防災計画を作っていますけれども、その先にあるものは、やはり町長、前回言われましたけど復興や復旧であるということなんですけれども。それっていうのにだんだん、集落の中での防災の話し合いというものが、少しそっちの方に近付いてきてるのかなということ、今、感覚的に思ひます。一生懸命、どうやって逃げるのか、誰を連れて逃げるのかということ、一生懸命、私たち考えてきました。それで、地域の中で逃げるためには、家具転倒防止もやらないといけないうね、で、まず外に出てもらわないといけないうね。では、出てもらった人は誰が手を引っ張って上がっていくのか、リヤカーに誰が乗せるのか、というようなことをいろいろ考えてきました。そして、もうみんな生きています、その段階で。それで生きていて、じゃあ避難所に行きました。雨が降ってきたら寒いよね、風が吹いてきたらどうしたら身を守ろうか。で、お腹が空いてきたらどうやってその飢えをしのごうか、ということ、今、話し合ってきました。そして、その後に来るのが、私たちどうやってこれから生きていくのよっていう部分に、やっぱりなって

くと思うんです。それが、防災をずうっと進めていくと、自然とそこへ向いていくのかなって思うように思います。私の集落がもう崩壊して何もなくなったとき、次、私たちどういうふうにするのかで生きていくのって、そのまちづくりというのに少し近づいてきてるかなって思うので、そういうことから入っていくと、何かおんなじテーマでみんなが町のことを、それぞれの立場で、じゃあ僕は農業やってるからどういうことに力を出せるよねとか、僕たちは建設業だからこれはできるよね。じゃあ、こういうことでやっぱり新しいまちづくりってのは進めていけるんだよねってことは、その先にある、そしてそこにはやっぱり必ず、地域を守っていくための経済活動が生まれてくるということに結び付くのかなということを考えているので。

ですから、そのまちづくりをテーマにすると、いろんな職種の人もいっぱい入ってこれて、自分たちがやっぱり本当に力を出せる所がどこなのかということを考えてくれるきっかけになるんじゃないかなというふうに思いましたので、2番の質問とさせていただきます。

これからまだまだ、理想だけではできませんので、地道な積み重ねや地道な話し合い、それから自分たちのやれることが何なのかということを再発見しながら進めていくべきだろうなと思いますので、これから先のことなんですけれども、一つ一つの地域からそういうことを始めて、黒潮町の大きなまちづくりの計画を作っていくってほしいなというふうに思います。

これで、2番は終わります。

3番です。

議会が採択しておりました、伊与木川の中洲の広場に橋を架けてほしいという請願が挙がっておりました。議会の方も、この請願については経費も要りますし、それからまだ、少し防災計画もまだ順調に進んでいない、取り始めたばかりの時期でしたので、なかなか今すぐにこれのことについて協議に入るとするのは難しいという判断で、少し時期を置いて、そしていろいろな事業の優先順位を図りながら取り組んでいこうということで採択をした経緯がございました。

私がまたここでこういうふうなことを出しましたのは、町長がさっき佐賀の方の計画ということで、佐賀地区の計画ということをお話いただきました。で、これまちづくり、ちょっと両方リンクしてくるんですけども、この計画も確か佐賀のまちづくり計画の中で、その公園的な整備を進めようという形の話があったんじゃないかなというふうに記憶しているんですけども。それが今また、この時期であれば計画が見直しができるんじゃないかなというふうに思って、質問をさせていただきます。

まずもって、この地域は、そのときにはまだ道の駅はできてなかったんです。確かなかった風景の中で、ここに橋を架けて行き来できるようになると、やはり地域のこの姿も変わってくるし、道の駅ができたときに、非常にこの中洲との関係も良くなるんじゃないかなというようなイメージを持ちながら採択したように思っています。私、ちょうど委員長をさせていただいたので現場見に行き、ご説明をいただいて、まだ、川は県ですので、なかなか県が造ってくれるということにはならないので、どうするかというようなところの話であったと思います。

ですので、この今の道の駅なぶらが建設をされて、経営も順調に進められているとお聞きしていますので、高規格道路の工事も先ほどからご説明あるとおり順調に進んでいるというところがございますので、こうした地域の変化に伴って道の駅の収穫にも期待できると思いますので、この地域の魅力づくりとしてですね、今お祭りなんかもしてすごく地域も頑張っていますので、その一体化を図るためにもですね、今、中洲の活用計画を進めるときではないかと思って質問をさせていただきます。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の3番のカッコ1、伊与木川中洲広場の活用についてのご質問にお答えを致します。

伊与木川中洲広場、坂折河川公園になりますけど、ここへの架橋建設に関する請願につきましては、平成25年の6月議会定例会におきまして採択をされております。

採択に当たりましては、道の駅の建設が具体化するとともに、高規格道路の延伸により交流人口の増加が期待できる環境が整ったことや、坂折河川公園の管理上におけます架橋建設の必要性等が挙げられておりました。

また、当時、町の喫緊の課題として進めていました防災対策や避難道の整備等により、町単独の事業としての架橋建設工事の実施につきましては、時期的にも財政的にも慎重な計画の中で、新たな国、県等の補助事業の導入等を検討をするなり、町内の事業計画の優先順位を勘案をし対応していただきたいとのご意見がございました。

町としましては、架橋建設には多額の事業費が必要になることから、有利な国、県等の補助事業がないか検討を重ねてまいりましたが、適当な事業がなく、近年の防災対策や新庁舎建設等の大型事業により財政上も非常に厳しく、架橋建設に至っていないのが現状でございます。

坂折地区におきましては、河川公園の利活用として、平成20年度から毎年5月の連休にかけまして、カツオとこいのぼり川渡しフェスティバルを開催をしており、県内外より多くの方々を訪れ、近年では、道の駅なぶら土佐佐賀との相乗効果もございまして、カツオの町黒潮町としての情報発信に努めていただいているところでございます。

つきましては、今後の坂折河川公園の適切な維持管理や利活用を図るため、財政的にも厳しい状況ではございますが、いま一度、慎重な検討をしてまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございます。

慎重な審議を、検討をしていただけるということですので、非常に期待をしてお答弁を聞きました。そうすると、いろいろと期待が高まってくるものでございまして、どうなっていくのかなということが非常に心待ちにされる場所です。

財政面については、まあなかなか厳しいということもありますので、一気にご答弁はいただけないかとは思っているんですけども、この協議は確実に始まっていくんだということで安心を致しました。

この質問を私出しましたのはですね、今もご答弁にあったように、そのときの経緯も非常にあるということで、いつまでもこのままずっと置いていってしまっただけではいけない仕事だなとは思っていましたが、ただ、やはり町の魅力づくりということについては、この公園の整備というのは非常に魅力のあるものだというふうに思います。

それぞれに地域には地域の魅力があって、そこをどういうふうなイメージで売り出していくものにするかということになったときに、あのなぶらの道の駅があって、あの大きな河川があって、その中に中洲がある。でも、その中洲には行けないんだよ、入ることができないんだよ、という今の状況というのはですね、非常に私はね、残念だと思っているんです。やはり、そこで道の駅とかに寄りますよね。そうすると、おトイレだけで通り過ぎていかれる方もあるし、昼食をされる方もあるし、地元の魅力のある特産品って何だろうというよ

うなことを考えて見てくださる方もあるし、いろんな使われ方がするんです。

それで、よくスーパーとかのレジのすぐ近くには、何か小物をいっぱい置いてあるんですよ。それはやっぱりなぜかっていうと、列でこうやって並んで待ってる時に時間があるんです。そうすると、ちょっと何か手に取って、レジのかごの中にぽんと入れてしまうというような心理というのがすごく働いてくるものなんですよね。で、それは小さな時間なんです。少しの時間なんですけど、その並んでる時間にそういう購買意欲を駆り立てるような仕組みづくりというのがうまく考えられている部分があるんですけれども。そこで収益を上げていくということの一番大事なものというのは、その滞留時間というのは非常に大事なんですよね。それで、車でそこへ着きました。そして買い物しました。でも、中州に行ける道があるよねっていうことになる、親子連れでしたら、お父さんに行こうよ、お母さん行こうよと、子どもに連れられてその橋を渡って中州に行くと、汗を流して帰ってくると、のどが渇く。アイスクリームが食べたい。腹も減る。ということになると、またそこで新たなこの購買というのがわいてきたりするわけですよね。でもそれが、まあ橋はお金が掛かるんですけれども、川を造れ、中州を造れというようなことではないので、ある物を磨くことによって光ってくる事業だと思いますので。私は前からも、もったいないなと思って見ていたものですから、どうしてもこれは実現してもらいたいなというふうに思っていた事業なんです。

本当に自然の豊かさというのは、なかなか作って作れるものではありませんし、それからまして、水が流れている所に足を踏み入れられる環境とか、それから、その野原で走り回れる環境とかというのが、道の駅を造ったときに、道の駅の付帯施設として建設するというとまた莫大(ばくだい)なお金が掛かりますけれども、そこに橋を架けたら行けるわけですので。しかもその橋はですよ、地域の方に、県管理だったですかね、あの中州は、草刈りをしてもらったりとか整備をお願いしたりしているのに、中に川を渡って入っていくのにほとんど増水しているので、飛び石を通っていくこともできないというような形で、非常にご苦労も掛けているという。管理上も非常に不都合を掛けているという現実があるわけですので。そういうところから考えると、この事業というのはそういう所の問題もクリアできるし、それから、これからの高速道路が来たときに、その地域づくりをするときに有効な非常に大きな売りにもなるということなので、私はお金を掛けるその意義というのが非常にあると思うんです。

それこそ、今までもう長くなりますね、まちづくり交付金事業でしたかね。それはもう12、3年ぐらい前からだったと思うんですが、そのころからの事業計画がやっと順番が回ってきたかなというようなことなので、やっぱりいつまでも絵に描いた餅じゃなくて食べられる餅にするというのがこれからの事業だと思いますので、ぜひもうこれは進めてもらいたいと思っていたので大変ありがたいんですが。

いつごろから始まっていくんでしょうか、具体的に。

お伺いします。

議長(山崎正男君)

建設課長。

建設課長(森田貞男君)

それでは、坂本議員の再質問にお答えを致します。

この坂折河川公園につきましては、議員からもご質問ありましたようにまちづくり交付金事業を活用して、平成18年度から公園整備の方も行ってまいりました。当時、さが道の駅の構想もございまして、その付近とタイアップした計画も同時に進んでおりました。

ただ、先ほど言いましたように、橋の建設につきましてはやはり多額の経費が当時から必要ということが分かっておりましたので、当面ですね、坂折河川公園に渡る手段として伊与木川の河川の中に飛び石工を設置を

させていただくということで、県と協議も致しました。

坂折河川公園につきましては県有地でございます、町の方が占有許可申請をして、現在も許可をいただいていると。それで、数年間の許可をいただいて更新をしているという状況でございます。

当時、その飛び石工を造った段階で、県とも協議をする中で、どうしてもその河川への水の阻害をしたらあまりいけないということで一定のルールもございまして、阻害率、あこの場合 10 パーセントということでしたけど。そういう段階でしたので、飛び石工の高さも、現在造っております高さが限度でございました。

造った段階では、ある程度、一定利活用はできたんですけど、その後、この近年の豪雨等によりまして、土砂が何度となく堆積（たいせき）致しました。町としまして、何回となく堆積（たいせき）土砂を取り除いてはいたんですけど、どうしてもそれがなかなか思うようにいかないと。ほんで、その土砂の取り除きにつきましても、かなりの費用はやっぱり掛かってまいりました。

そういう中で、現在、坂折河川公園の管理組合、町内の区長さんをはじめ協力員の方々の組織ですけど。その方々に、公園ができましたのが平成 22 年度の末でしたので、23 時年度から管理の方をお願いを致しております。現在、その管理の方も組合を中心に行っておりますけど、先ほど言いましたように、なかなか渡れない時期にあこの公園内の草刈り等をしなければならないということで、大変ご負担、ご苦勞を掛けているのは十分承知しているところでございます。

それで、今後ですね、その橋の計画をどうするのかというご質問もございました。ございましたけど、先ほど言いましたように、とにかくは財政的な問題がネックになってございますので。当然、その橋を架ければ、道の駅に来場された方々が公園にいて、自然環境の中で、また鳥のさえずりとか、魚付近の川遊びとか、いろんな方面は考えられます。

そういうこととも含めまして、今後、先ほども言いましたように、再度今後の坂折公園の在り方というものを早急にまた検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

やっぱり計画をして事業化するまでというのは、やっぱりかなり時間がかかると思いますので、タイムリーな対応というのがやはり経済活動に反映してきますし、それから、地域の方々の今の管理の仕方も、ほんとに楽になると思うんですよ。やりやすくなってくると思うんですね。

この橋ができることよっての効果というのはね、やはり、環境を整備していただくことをやりやすくなるというのは、地域の方にとっては非常に有利。でも、何よりもですね、ここの地域の中の経済活動がやはりアップしていくということになると思うんですよ。やっぱり観光の目玉としては非常にいいものになると、私は思ってるんです。ですから、これからこの道の駅の裏にそういう橋ができる。まあ、2 つは欲しいけど 2 つは造ってもらえないんでしょうから 1 本でもできればですね、随分とそこの道の駅のイメージアップにもつながるし、それから、地域の人たちもまたお散歩に行ったりとかですよ、そこでいろんな、太極拳をするのか運動をするのか分かりませんが、そんなふうにも使える。コミュニティーの場になる。それからもう本当に、よそから来た人、私たちが感じている以上に道の駅なんかの利用者の人にとってはね、素晴らしいものになると思うんです。そのイメージアップとしての取り組みというのはどう思いますか。素晴らしいものになると思うんですよ。早急にさせていただきたいなと私は思っていますが。

どうでしょう、こういう観光面等に対しての効果というものをどんなふうにお考えになってますか。

最後にお伺いします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、坂本議員の再質問にお答えを致します。

観光客の方のお迎えするに当たりましては、一つでも興味を持っていただく施設というのがあれば、それに大いに越したことはないと考えております。そういった意味で、伊与木川中州広場も観光資源の一つにはなるのではないかと考えております。

また、道の駅なぶらへの誘引効果も期待できる場所ではございますけれども、先ほど建設課長が申し上げましたように観光面としての効果もございしますが、これから早急に、慎重に検討してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ありがとうございます。

検討していただけるということでございますので、これで私の質問は終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩致します。

休 憩 10時 39分

再 開 10時 55分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは、私の質問に入らせていただきます。

時間的な都合で、途中で12時近くなったときに、議長、休憩が挟むか、それともスムーズな答弁でしたら終われるか、瀬戸際でございますので。あくまでも、質問よりも答弁の方の具合でどう進めるか分かりませんので。

じゃあ1問目、入らせていただきます。集会所等についてを問う、ということでお伺い致します。

まず、旧大方地区の集会所は町立で、町有財産としての集会所は、灘、伊田郷、米原、伴太郎、仲分川、鞭、弘野、田村、加持本村と、早咲、浜の宮、新町、入野本村、芝、出口、御坊畑、大屋敷、大井川、本谷、王無ですかねこれは。口湊川、上川口浦、緑野、上田の口、王迎、友愛と。佐賀地域では、市野々川、熊野浦の各集落が町有財産となっております。

で、多目的研究集会所施設としては、田野浦、有井川。それから、集落センターという形での集会所が、下馬荷、中馬荷、上川口の郷、小川、浮津。生活改善センターとしては、蜷川。コミュニティーセンターとして、下田の口にあります。それから、浜松教育集会所、これは教育委員会の管轄になると思いますが、まあ町有財

産だと思えます。それに対して、老人憩の家として、鞭、早咲、出口、錦野、奥湊川、伊田の浦というようにあります。で、旧佐賀地区にも、佐賀老人憩の家等の多くあります。

それぞれの名称が異なっているのは、建設時に一番有利な、国、県の補助金制度の利用で、町が建設されたと考えます。

特に錦野の場合は、老人憩の家という看板も掛かっておりますけど、これ以外に住民が集まる集会所はありません。そのときに、集会所としての錦野は欲しいということでみんなが嘆願し、それで出し合うて、そのときの区長にはいろいろとお骨を折っていただきましたけど、当時はもう集会所では補助金制度の有利なものがなくて、ただ唯一残ってたのは老人憩の家ということで建設をされております。当時、部落の方は分からないもんで、大方町町立錦野集会所という看板を掛けてたら、それはいきませんということで、その裏面の方に新たに、町立老人憩の家というような看板を掛けたいきさつもございます。

このときの建設ですけど、町営だから町が丸出しではなくって、やはり各集落については部落負担を出さなければいけません。それを町の方がいろいろと考えていただいて、できるだけ部落の持ち出しを抑えてくれている結果だと思えます。

そして、町立財産でもありますけど、集会所等の水道料金、電気料とか、ほんと小額な修理については、各集落での対応をしているというように、私は思っております。

完成後の各施設の管理運営については、町長は区長を指定というか部落に管理を任せてるということは、恐らく区長になるというように思えます。やけん、特に錦野の場合なんかでも、老人憩の家でありますけど、管理委託は部落の集落が受けておりますので、区長が管理をしております。

ほんでその施設の管理運営については、どの範囲までが、まあ言うたら指定という言葉がちょっとおっこうなかもしれませんが、各集落に任せているかについてをまずお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の一般質問の1、集会所等についてのご質問の1番目のご質問、集会所の区長への管理運営の範囲について、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されます集会所の管理運営につきましては、ご指摘のとおり、設置に至った経過や事業、目的等が異なるため、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例や黒潮町立避難集会所設置及び管理に関する条例、黒潮町立多目的研修集会所設置及び管理に関する条例などの規定により、各地域の集会所は管理運営がなされております。

議員がご指摘されますとおり、各集会所につきましては、集会所を設置している地域の区長と管理運営委託契約を締結して、地域に管理運営をお願いをしております。

この管理運営契約書におきましては、集会所の維持管理の費用は、乙の責任において処理するものとする規定されますとともに、乙は、施設を常に健全かつ、明朗な雰囲気には保ち、地域住民が容易に利用できるよう努めなければならないと定められており、乙である地元地域に、管理費用や管理運営の基本的な方針を示した上で、委託契約の締結を行っております。

また、この管理運営契約では、管理運営規程などに基づき委託契約をすることとしており、集会所の管理運営を行うそれぞれの地域が定めた管理運営規程の中で、管理運営を行っていただいております。

この規定等につきましては、各地域の総会などにおいて住民の皆さまの合意の中で定められておりますので、定められている項目や内容には違いがあります。

しかしながら、町では、地域の主体的な判断に基づく管理運営規程等であるとして、地域の決定を尊重し取り扱いを行っております。

このため、管理運営につきましては、施設を常に健全かつ明朗な雰囲気を保ち、地域住民が容易に利用できるための地域の総合的な判断に委ねており、地域の主体的な管理運営をお願いをしている状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森治史君。

10 番（森 治史君）

今の説明でおおむね、地域に委託というか契約というような形でのあれをさせておるということ。委託で地域に管理をお任せしておるという形での答弁でございます。

それで、地域地域での管理規定というものを作り、それを総会で議決を取ったものであればそれを尊重するというように、の答弁だったというように私は解釈しております。

まず一番のがですけど、ここでじゃなくて次の質問に、そういうことで町は、町の規定の範囲の内で委託し、またその委託された側は、地域の住民の総意に基づいて、規約に基づいて健全に運営されているということで、役場はそういうふうを受け取ってるということで。また、そのようにされてるというように私も思いますので、1 問目の質問はここで終わらせていただきます。

2 問目に入りますけど、町立集会所設置及び管理に関する条例によれば、第 1 条、町は住民に対して社会教育の学習と実践の場を与え、地域住民の連帯意識の高揚を図り、心豊かな人づくりを促進することを目的として集会所を設置する、とあります。

ほんで、利用の方で第 4 条、集会所を利用できるものは、その地域に住所を有する者とする。で、2 に、町長は、指定管理者が特に必要と認めた場合は、前項以外の者についても利用を許可することができる。

3 号で、次のいずれかに該当する場合は利用を許可しないことができるとあり、1 番には、公共の秩序を乱し、または風俗的を害するものと認めるとき、また、施設またはこれに付属する設備もしくは備品等を損害する恐れがあると認められると。

3 では、前 2 号に掲げる場合のほか、施設利用されることが不相当と認めるとき。

それと、第 5 条では使用料としまして、集会所の使用料は無料とすると。ただし、町長または指定管理者が特に必要と認めた場合においては、その利用のために要した費用を徴収することができる。

利用させることが不相当と認めるときの判断と、実費を徴収できる権利はどのような利用なのかについてをお伺い致しますが。

まず、役場としては、行政としては、地域住民が使うのでしたら、どのような形で使っても無料で使用ができるということになっております。ただ、それについて実費が徴収が可能ということにも書いております。その金額が、どの程度がその徴収できる実費というように換算をされるのか。

普通、お借りして使った場合、まあこれ特に錦野ですけど、またほかの区長をやった方にも問いますと、やはり地域の住民が使うときには、申し出があれば極力無料でやっていると。貸し出しを。あくまでもその書き出しは無料であるというようにお聞きしておりますし、利益目的の場合には、どの集落でも必ず、半日なんぼとかいうような規定で徴収をされているというように思います。

それで、まあ実費というように書かれておりますけど、今は行政のおかげで、各集落にエアコンが付けました。そのエアコンを単独で付けたときも、1 つだけでしたけど、そのときにも 1 時間 100 円を払おうねというふうな約束事で、頂きますねということでやっております。だから、皆さん使った場合には、それぞれ時

間内の料金、冷暖房の料金は払ってくれます。ただ、ガス代、水道代、電気代は部落のもので、部落の方の集めた区費の中で運営をされているものから、その徴収は錦野はしておりませんし。

また、私、11年間区長をやらさせていただきました。その中の一番基本的な、先の区長さんが、誰でも地域の方には自由に使えるようなことをやっていたので、私の方はそれを継承するだけでありましたが、やはり頭の中であるのは、集会所は住民が使って利用がされることが第一の目的だということに考えております。

それともう1点は、これはちょっとあれになりますけど、地域の子ども会がほかの子ども会との、いわゆる交流の場合なんかでも、飲みけをする場合でも、それはもう地域の子どもがおる場合はそういう形での利用は認めてきました。地域住民が入ってる場合は、やから一番のがは、大方中学校のバスケが、愛南かどこかのチームと交流の練習試合を大中でしましたと。その中で、貸していただきたいということが来ました。そのときも、あくまでもうちの集落の子どもさんがクラブの部員ですかねって問うたら複数おりますということで、そのときも区長判断で無料で貸し出しをしております。そういうように、交流に使うことについて私はものすごく、無料で使っていて活用されるべき施設だと思います。

それから、錦野にはちょっと班同士のつながりも生まれてきておまして、その班全部じゃないですけど、その班で気の合う者が集まって、やっぱり年に3、4回、月見とか花見とかいう名目で交流会、これは飲みけになりますけど。それについても無料で使っていました。そういう形で貸し出すことが、せっかく造っていただいた集会所の本当のものではないかと思えます。ほんで、そのへんを。

錦野なんかでも、法事に使うというて一度貸したことがあります。そのときにはきちっと、その方、住民の方でもお金は頂きます。

それできておりますので、その実費を利用することと、利用させないときの判断というのはどのへんに求められているか。これは恐らく、課長ではちょっとあれだと思ひ、できれば町長の方からの答弁をいただきたいのですが。

もし町長がまだあれやったら、課長からやっていただいて、また再度質問のときということで、お伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の一般質問の1、集会所等についてのご質問の2番目のご質問、集会所の実費を徴収することができる利用について、通告書に基づきお答えします。

先の答弁でもお答えさせていただきましたとおり、各地域にある集会所の管理運営につきましては、管理運営委託契約の締結により集会所が設置されている地域の区長に委託を行うことで、管理運営を実施していただいております。

議員のご指摘のとおり、利用料につきましては、条例におきまして原則無料として定められておりますが、特に必要と認められた場合は、その利用のために要した実費を徴収することができると定められております。

また、管理運営委託契約書には、それぞれの集会所の管理運営規程に基づき委託するものとされており、集会所の利用の優先順位や料金などの取り決めにつきましては、それぞれの集会所の管理運営規程等において、当該地域が定めております。

例を挙げますと、最近完成しました田野浦避難集会所の管理運営規程では、無料で使用できる場合は、

1、災害等非常の場合。

2、地区会および地区会が認める団体が主催する会合、行事およびその準備。

3、公共機関の主催する会合、行事およびその準備、と定義をされております。

また、費用を徴収することができる利用として、前項以外の団体、地区会員および地区会員以外の者が主催する会合、行事およびその準備と定められております。

利用料の決定などにつきましては、当該施設を管理運営する地域で行われる総会などにおいて住民の皆さまの合意の中で、地域が決定したものであると理解をしております。

このことは、集会所管理運営委託契約書におきまして、先にも答弁させていただきましたが、集会所の維持管理の費用は乙の責任において処理するものとする、と規定されておりますので、基本的には、乙である地元地域において、集会所の維持管理に必要な費用が負担されることとなります。

このため、利用ができる者や団体などの判断や、利用料などの決定につきましては、当該地域の主体的な判断や責任において決定がされるものであると考えております。

このような取り決めは、集会所運営管理委託契約を締結している他の集会所でも、同様に定められております。

町としましては、地域の主体的な判断や決定を尊重することで、集会所を地域の施設として有効に活用していただき、地域のコミュニティーの促進や、地域の活性化に役立てていただきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今、出ましたが、これは新しくできた防災の、集会所のところを事例に出していただいたと思います。

災害は、これはもう間違いないですし、地区の総会いうても、あこでは総会入りません。田野浦の場合は、もうちょっと大きい古いとこがないことには総会はできませんけど、まあそれに準ずる会を開くときとか。

団体とかいうところの問題がありますけど、サークルですよ。いろんなサークルがありますよね。私が、錦野の場合には、民謡クラブなんかの方でも、ほかのところが使えんときなんか地域の方もそのクラブの中に数名おりましたので、いつでも練習にも使ってもらったりしました。これは、今言われる地区の判断でできると思います。

そのサークルというときの団体とかいうときに、どういうものなら許可になるのか、とかいうような規定もなく。これは健康を推進するために団体ができたとして、その団体が申し込んでも、それは受け付けないというような場合があったというようにお聞きしております。ある地域で。その健康促進に皆さんが、地域の方々が集まってやってる、個人のお宅を借りてやりよってもだんだん人数が増えてきたら、そこではなかなかやりづらくなるという。月に一度ぐらい集まって血圧を測って、いろんな話をしてとかいうようなことをやっている団体が、使用料が発生することによってなかなか使いづらくなってきたという話を聞いておりますし、部落の行事に参加した団体が、打ち上げをするときには料金が発生するとかいうような話も耳に挟んでおります。それが規約にきちっとうたわれてるのであれば納得がいきますけど、規約も何か聞くところによればあいまいで、そういう規約もない状態で料金の徴収が発生している地域があるとお伺いしております。

そういうところを含めて、やはり、まあ実費いうのも今お聞きしたところ、いわゆるその団体が使うときでその地域で決めてもらうということになってますけど、条例の方で不相当と認める判断と、実費の徴収ができるというようにうたわれておりますよね。その地域も。やけど、5条でうたわれちゃうということは、やはり行政としてもどれぐらいが妥当な線かというような、参考になる金額があるのではないかと思うんですが。

そのような妥当な線というのではないのでしょうか。それとも、あくまでも地域の規約の中で決めてもらったところで1時間、こういうときには100円もらうよとか、こういうときには200円もらうよとかいうて地域で決めて、規約できちっと明記してもらうということが条件なんではないでしょうか。

そこをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

地域が定める利用料につきましては、議員がご指摘されますとおり、管理運営規程等によって各地域が住民の合意の中で定めております。

で、一例を申し上げますと、例えば、ある地域では半日以下5,000円、1日までで1万円。そこが高い地域でして、半日以下1,000円、1日まで2,000円というふうに、各地域でそれぞれの施設の状況に応じまして定めているのが実態です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

それは住民合意の下で、総会で議決を取られた場合ですよね。あくまでも。

で、そういうものがない、住民にそういうことが知らされていない状態での徴収は、おかしいことになると思いますが。

そのへん、条例にきちっと定めるように、地域の方に通達とかいうものを出されたような経過はあるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

通達等を出した経過というのは確認はしておりませんが、例えば、今年6月に運営を開始しました田野浦避難集会所につきましては、年度の途中で開所をしましたので、年の初めの部落の総会で、利用できる範囲や利用料などを諮る必要があるということです。

で、田野浦の区長にお聞きしましたら、それまでの区長の一存で使用料を決定したりすることができないということで、集会所の貸し付けはできないというお返事をいただいておりますので、地域の合意の中で決めていくということになる、というふうに理解しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これほど再質問するつもりなかったがやけど。

田野浦の場合、2つ持ちょうわけですよね、集会所が。古い集会所もまだ廃にはしませんよね。それはなぜかといった場合に、総会を開くときに新しい防災の集会所の方では人数が入り切らないと。座席の広さが

違うので、まあ両方を今併用しております。

そういうときに、新しい集会所の規約と古い集会所とあった場合に、廃止してなければ両方をやっぱりそろえておくべきだと私は思いますが。総会の中で一本に絞って、新しいとこと古いとことでは利用も違うと思いますし、その新しいとことよりは古いとことが貸しよいと思います。貸すがも。そういうちょっとした人情的なことが、ほんとは挟まれんと思いますけど。

そういうところにあったときには、やはり地域としては、それぞれの集会所の条例を設定すべきであると、行政は考えますか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

今、私の方で答弁させていただきましたのは、最近できた田野浦避難集会所の答弁でございます、既存の集会所には既に管理運営規程はあると思いますので、別に定めていくというふうを考えております。

すいません、既存の集会所の管理運営規程の確認まではしておりません。

すいません、失礼します。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の件ですけど、そういうように管理規程があるかないかは、住民が区長に対して請求はすべきだと思います。

それで、古い規約を一度見たことありますけど、そういう管理規程のどこまでは踏み込んだような記載はなかったように思っておりますので、ぜひ新しいとこと古いとこと、二刀流の統計の規約が私は必要でないかというように思います。

4、5年前に、部落の規約いっのを見ましたけど、なかなかそんな細かなことまでは記載されたような記憶がないがです。他の部落のことですので、町外、部落外のあれがどうのこうの言うことないけど、できれば町内すべてのそういう集会所の利用は、同じようにやっぱりなるべきではないかなと思います。

営利目的の場合は、5,000円もらおうが1万円もらおうが。結婚式するいうたら、それはそれでもらわんと、なんぼ地域の住民の方であっても。それから、地域でサークルの方がサークルの方の結婚をお祝いするうたげを開いたと致しましても、それはまた話は別個になるのではないらうかというように思います。そういう大きな行事になりましたらやはりきちっともらうべきだと思いますけど、できるだけそのへんを各集落の集会所でおのおの使い勝手が違うというようなことも、地域の住民は同じ町民ですので、町が建てた建物の中で使用料の発生の内容が違うということもちょっといかなものかと思っておりますので、そのへんを一度整理する必要があるのではないかと思うんですが。

かいうて、これ言うたからいうて質問したけん、ほいたらお金もらおうかでは困るんです。利用するときに。あくまで、子ども会が利用したときに、子ども会からお金がもらえませんが。老人クラブが利用しても、お金はもらえませんが。まあ言われんけど、部落なりに子ども会とか老人クラブには、わずかですけど補助を出して立場があります。助成金を。それから、婦人会とか。

そういうように、やっぱり地域の方々のコミュニケーションを大事にする意味でのサークルにも無料で貸し出しができるように統一をすべきでないかと私は考えておりますが、もう一度そのへんを。まあ、区長会等で

そういう話も議論をしていただけたら。

佐賀の方がちょっと主体が違いますので、佐賀とあれとのバランスが崩れてくる可能性もありますので、そのへんのかみ合いもあろうかと思いますが、できるだけ町立の場合は、大体の線でいいですがそういうような一本区切りがある方がいいのではなかろうかと考えますが。

執行部の考え方を伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほどから答弁させていただいておりますように、電気料、水道料、ガス料、エアコンの使用料など、また、施設の設置の状況等もございまして、基本的には地域の決定の中で使用料は定められていくべきだというふうに考えておりますので、統一の方向ではちょっと検討がしづらいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

答弁はいいんですけど、各集落も、住民から頂く区費とか何か、いろいろ地域によって出すものの名称が違いますけど、小組合費とかいういろいろな名称があります。そういうもので集めたお金の中で、電気代、水道代とか、防犯灯の電気料とかガス代、そういうものは賄っていると思います。そういうことについてはさっき答弁されて、それは部落で決めたことやからという話でしたけど。まあ、それは別個として。

できるだけ、私としてはそういう名目で、部落の集会所のあれはできれば、ある一定線、各集落の思惑もあろうし、いろいろあろうと思いますけど、できる範囲それで、できるだけ無料で使えるような方向性が。まあ、飲みけは駄目よということもあるみたいです。新しかったらね、そういうこともありますけど、サークルで使うがらもできれば無料化が必要ではないかというふうに考えておりますので、そのへんを検討をお願い致します。

2 問目の方に入らせていただきます。福祉関係について伺い致します。

介護保険の徴収方法については、年金を受け取る年齢になれば、年金から否応なく天引きをされる特別徴収と、年金額が 18 万円、これ 1 カ月やなくて年間ですので、月額 1 万 5,000 円以下の方は入金を受け取る金融機関の口座振替。この場合も入金が入ったら即座に引かれてますので、ほかには使えませんけど。か、納付書による納付。で、この方を普通徴収というような呼び読み方だというように理解しております。

現在、黒潮町に、その年間 18 万円かしらん頂いてない方がどれだけおるかということまでは伺いするつもりはありませんけど、介護保険の特別徴収と普通徴収の各人数についてを、まず伺い致します。まず、この普通徴収いうことは、そのように無年金に近い方のことを指すと思います。

それで、すいません、人数とか何とかのことになりますので、そこのところはなるべくはっきりと緩く、ゆっくり、数字を言うときにはお願い致します。後でもう一遍問うことがないように、お願い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の 2、福祉関係についてのご質問のカッコ 1、介護保険料については、年金から天

引される特別徴収と納付書、口座振替の普通徴収とある。徴収の各件数について、通告書に基づきお答え致します。

ご質問の特別徴収と普通徴収の各徴収件数については、平成28年度の実績についてお答え致します。

まず、年額18万円以上の年金から天引きを行う特別徴収についてお答え致します。

調定額が4,534人の2億7,841万8,300円で、徴収額は同額となります。

特別徴収につきましては、年金からの天引き徴収のため徴収率は100パーセントとなっています。

次に、納付書、口座振替による普通徴収によりお答え致します。

調定額が532人の2,276万1,600円で、徴収額が455人の1,946万円で、徴収率は85.49パーセントとなります。

お答え致しました人数につきましては、特別徴収と普通徴収で、同じ年度でやる併用徴収の人数も含まれますので、その方は普通徴収の人数としていますので、ご了承願います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今、数字を聞かせていただきました。どちらかというと、普通徴収の方で85.4パーセント。14.6パーセントの不納が発生しているということになるのかという数字になると思います。

この1万5,000円を、1カ月1万5,000円、ふた月で3万円を超す人は、4万であってもこの普通徴収で引かれますので、厳しいですよ。実際は、年金額が、まあ言うたら月額1万5,000円超す人は、必ず年金の方から天引きで引かれますので。見えてないですけど、なかなか厳しい生活になってる方も多くおるがではなかろうかと思います。ここはもう数字が出ましたので。

それと、これにも現在の介護保険の滞納額が町にあるかないか。それは出しちよった。2問目へ入りますので。

あれば、28年度で結構ですけど、1年以内がとか1年以上、1年6カ月以上、2年以上の各人数を問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の2、福祉関係についてのご質問のカッコ2、現在、介護保険料の滞納がありますか。あれば1年以内、1年以上、1年6カ月以上、2年以上の件数について、通告書に基づきお答え致します。

平成29年8月31日現在の介護保険料の滞納状況につきましては、滞納件数は3,091件で、実人数は190人、滞納額は1,899万5,187円となっております。

滞納年数と致しましては、1年以内が133件で、実人数は78人、滞納額は92万7,500円。

1年以上が20件で、実人数は3人、滞納額は10万4,200円。

1年6カ月以上が64件で、実人数は9人、滞納額は45万700円。

2年以上が2,874件で、実人数は100人、滞納額は1,751万2,787円となっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

この方々が、今、トータル人数と実人数で挙げていただいておりますが。

この方々の滞納への徴収については、どのようにされておりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問についてお答え致します。

介護保険料の過年度滞納徴収事務については、介護保険料が強制徴収債権でございますので、平成26年度から税務課の方で徴収事務を行っております。

徴収と致しましては、手順と致しまして、20日納期からですね、20日を過ぎれば督促状の発送、その後、催告、その後、納付金がない場合は、それから財産調査。で、あれば差し押さえ予告、差し押さえ、それから換価充当となります。

それから、財産がなければ、税務課と一緒に執行停止、それから不納欠損というような形になります。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これは引き続きになりますけど、3番の方に入らせていただきます。

これ、今言うたように不納で、執行停止で不納欠損に入るとかいう言葉がありましたけど、これ、ものすごいペナルティーがありますよね。私も初めて今回知ったがですけど、このペナルティーというやつが。

各滞納者の方には、それぞれの機関により、1年以上ならばでしたら10割負担。で、償還払い。いったん10割払ってくださいねって、利用料は。その後、市、区、町、または村へ申請をして、9割の払い戻しを受けるという方法が成り立ってる。あくまでも、これはもう1年以上滞納した人の場合ですが、そういうようなペナルティーというか罰則があるというように明記されておりますし、1年以上、6カ月以上の場合、2年までの場合は、10割負担償還払いをやるけど、差し止めありというように書かれております。いったん10割は負担したが、9割の一部または全部が差し止めになる場合があるというようになっております。

2年以上の場合は、3割負担で償還なく、利用料がもうそのまま3割に引き上げられ、高額介護サービス費ももちろん支給停止される罰則があるというように聞いております。

で、私が一番心配しますのは、結局保険料を滞納されてる方の中で、生活保護世帯の認定を受けている方、また、一時的に生活困窮になった方への対応は、どのようにされているかなというように思います。

何か、確認を取らしていただいたがですけど、生活保護の受給の中からも介護保険料は規定どおり引かれるということでしたので、そういう方々が、恐らくこの方々も、引いたものは必要経費だから水道代みたいに、水道代も含まっちゃうもんやけんいうて水道代は引いたとか昔聞いてますけど、そういうものはまず引いてからお支払いする分は、まずその問題はなく徴収はできると思いますけど。

一番のがは、ボーダーラインの下におる、生活保護には入らんけど生活保護に近い状態に、一時的にそういう困窮に至った方々もおいでだと思います。

その方々への対応はどのようにされているかをお聞き致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の2、福祉関係についてのご質問のカッコ3、各滞納者には期間によりそれぞれ罰則があるが、生活困窮者と認定された方への対応はどのようにしているかについて、通告書に基づきお答え致します。

介護保険法に基づき、介護保険料を滞納すると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。また、滞納期間により保険給付の支払い変更措置などが実施されます。

要介護認定を受け、サービスを受けている場合には、滞納期間が1年以上経過すると、介護サービスを利用したときに、通常、利用負担額はサービス費用の1割または2割ですが、サービス費用の全額を一時的に利用者が全額支払いをし、後日、町に申請した後に、9割または8割が戻ってくる償還払いとなります。

滞納期間が1年6カ月以上経過すると、償還払いされた給付額の全部または一部が一時差し止め措置となります。

一時差し止めを受けている人がさらに滞納を続けると、差し止めされた保険給付から、利用者に通知した上で、滞納保険料へ充当する措置となります。

滞納期間が2年以上経過すると、滞納期間に応じて一定の期間、利用負担額を1割または2割から3割に引き上げられます。当該期間中は、介護予防を含む高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費は、支給されない措置となります。

それでは、生活困窮者と認定された方への対応につきましては、生活保護法において、第1号被保険者の介護保険料につきましては、普通徴収の場合は生活扶助の介護保険料加算として実費支給となります。

保護の実施機関である幡多福祉保健所が、その世帯員である被保護者に代わって、生活扶助の介護保険料加算相当の介護保険料を保険者である町に納付する代理納付で納付されています。

また、特別徴収の場合は、収入認定において年金収入から控除することとされています。

介護サービス利用負担額につきましても介護扶助費で支給され、生活困窮者と認定された方への自己負担はありません。

生活困窮者と認定された以外で、生活の困窮している方の対応ということですが、認定された方以外の対応と同じです。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の課長の答弁では、いわゆる生活保護世帯と認定を受けた方と、いわゆるするには一時的に生活困窮になった方に対する対応は、認定のした方と同じであるというように、私、解釈しましたが。

それでよろしいのでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今の質問は、認定された方と生活困窮者の方の対応が同じという解釈で。

（森議員から「私はしましたけど、それでよろしいですかというが」との発言あり）

はい。

ではなくてですね、認定されてない方と同じ対応になります。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

これ、実例として新聞に載ってたことですが、県外でBさん、これも鳥取市内ということで自営業、製品製造業のあった方が、2016年12月に脳出血で入院し、今年6月に退院。要介護4で介護サービスを利用しているが、介護保険料滞納でサービス料の3割を負担されており、退院後の週2回のデイサービスを一回当たり5時間半に短縮するとか、訪問リハビリを週1回にとどめることで、そのBさんの妻は、本当はデイサービスも訪問リハビリも増やしたいと訴えますと。Bさんの夫婦が滞納していたのは介護保険料だけではなく、以前商売しよったんで、消費税の8パーセントの引き上げの影響や低価格競争の激化で売り上げ年々減少。数年前から、市税、国民健康保険も滞納しており、生活が困窮している実態を何度も市に訴えても、市はBさん夫婦を生活困窮者と認定。今年1月から、市税の滞納分を執行停止。国保税の徴収権を放棄しました、とあります。その認定されたことによってね。

しかし、介護保険料についての支払いが要求されたとあります。その記事によれば、Bさんは15年度分の介護保険料8万9,640円を、18年10月までの18回の分割で支払っていると記事が載っておりました。

町民税とか国保税は執行停止、徴収権の放棄になっていても、介護保険料については支払いの執行停止、徴収権放棄の手続きは取られないというように載っておりましたが、今、課長の答弁の中には、そういうときには停止し、そして放棄するというように、介護保険を。説明を受けておりますが、ほとんどの方が、これ介護保険だけではないと思うんです。言うたら、ここでしたら町民税、それから介護保険料、国保税、もろもろのものがたまって、まあ言うたら固定資産税から始まりまして、もろもろのものが恐らく滞納になってる方が重複してると思います。今後、町としてもこの方の債権も債権機構の方に入れていくというような考えのようでございますけど。

このようにして、今ちょっと言うた話と、私が知り得ちよる情報の中とでは、大きな違いがあります。課長の方では、これは放棄するように、今、明記があったと思いますけど。債権放棄を。どちらが正しいんですか。

ある所ではこういうようにして、18回の分納で回収をします。ほかのものは全部、債権放棄をされたけど、介護保険については放棄をしなかったというようになっております。これは国の方の方針もあって、そういうことになっておるのか。それは市単独でやっていることか。で、黒潮町はそうではないのだったら、そうではないですよ結構ですが。

そのへんの食い違いについて、私に説明をいただきたいです。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今の新聞記事の例で、15年度から分納の分の保険料を分納しているということでしたが。

（森議員から「15年分の介護保険料を16年度に、●●●●（不明）」との発言あり）

15年ですね。15年度分。

多分それはですね、生活保護になる前の介護保険料の滞納分の分納だと思います。

生活保護に認定されれば、先ほども申しましたが、介護扶助費の方から保険料は支給ということになります。

黒潮町もですね、一応、一時、病気で入院で仕事が休業とかになれば、徴収停止の措置を取って、状況を見

て徴収の方を行いたいと考えてます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

この方法というのは国が決めたことだと思います。けど、やはりこの方法は、言うたら弱者に対しての傷口に塩を塗る方法だと思います。言葉は悪いかもしれませんが。

払えんことは分かっていますので、18 回にしようが 20 回にしようが、なかなか払えんけん残っちゃう。まあ一番の問題は、ほかのものについては放棄しますよとなってよね、生活保護になったと。そこから後はいいですよ。それ以前にためちよう分は払ってくださいよということもよね、実際はさかのぼって放棄してあげなったら、この方は永遠に払えることはないと思います。

そういう意味で、やはり制度的におかしいと思うものは、やはり行政も国の方にほかと同じように足並み。国保税も、生活保護になるまでの分が、滞納分については分納で頂くとか。固定資産にしてもそうであれば、これは全部一緒ですから問題はないと思いますけど、介護保険だけがそういう状態であればよね、やはりここは国に、行政として地域のほんとに困窮してる方を考えれば、廃止を求める運動をすべきではないかと思うんですが。ほかの滞納のあれとこの介護保険とは同じように、生活保護に認定されるまでのものについては分納で、固定資産でも何でも頂くんではしょうか。恐らく、債権放棄されてそこで精算されると思いますが、介護保険だけが残っちゃうということは、やはり行政の手順としても問題があると私は考えますが。

そのへんについてのお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

介護保険料とその他の税の関係と、おなじ考えでいきたいと思います。

生活保護になったからといって、すぐに欠損ではないと。執行停止ということで、税の方では 3 年間様子を見て、3 年間状況が変わらなければですね、その債権を欠損という処理を行います。

介護保険もですね、そういう形でいきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

このへんはあれですけど、やはりほんとに困窮してる方に対して、温かい行政というものが求められてる時代になってくるんじゃないでしょうかと思います。

もっともっと今からこういうことは増えてくると思いますので、そのところを、やはり行政としても国に言うべきことは言っていただく。そういう姿勢が大事になってくると思います。

あと 10 分でお昼になりますが、まだ質問の途中じゃけど、ここ済ませてしもうてよろしいですかね。2 問目の質問の範囲を。

ほいたら、ちょっとしばらく、皆さんに悪いですけど時間を頂きます。

4 番目の方に入らせていただきます。

認知症には、私個人的にはまだなりたくない、思いは強く持っております。ありますけど、私に対して他の人から見れば、あんたはそうよと言われるかもしれません。まあ、そのへんは私の個人判断ではできませんけど、誰も認知症になりたくてなった方はいないと思います。

現在、町内において医師に診断を受けられて認知症と認定を受けてる方の件数、または人数について。あくまでも28年度で結構です。よろしくお願ひ致します。

いろいろ通りはあると思います、認知症にも。もうひっくるめて何人というような形で。男性がなんぼとかいう、分けて言わなくて結構ですので、お願ひ致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の2、福祉関係についてのご質問のカッコ4、認知症と診断をされている件数について、通告書に基づきお答え致します。

厚生労働省による認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランによると、認知症は85歳以上の方の4人に1人が発症するといわれています。

黒潮町の場合、この割合に当てはめると、平成29年8月末の85歳以上の人口が983人で、4人に1人で計算すると、約240人から250人の皆さまが認知症を発症しているか、その初期段階にあると推定されます。

しかしながら、黒潮町全体での認知症と診断されている方の人数につきましては、各個人で医療機関を受診されることなどにより、全体の人数を把握することは困難です。

そこで、介護保険認定審査の資料となる主治医の意見書による認知症高齢者の日常生活自立度判定に基づき、過去3年間の人数をお答え致します。

平成26年度は1,037人、平成27年度は920人、平成28年度は814人となっています。

人数につきましては、介護保険の認定審査資料によるものですので、延べ人数となっています。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁にいきますと、要は、全体的には把握できてないと。個人個人が病院で診察を受けてる場合が多いので把握されてないというように、今の答弁です。その介護保険を認定受ける際に、医者としての判断の中でそういう傾向の方の人数だけを把握できております、ということですね。

けど、実際に認知症っていうのは、地域の方に、もし家におったら、私もある程度身内の者にもおります。そのときも周りも言います、はっきり言って。もう入ってますって。まだらになってますとかって言うように言葉を付けます。そういうことによって、地域の方に行動範囲を、どこ行きようかを確認してもらえという利点があるかなって言う。まあ周り、親族の者にとっては言ってほしくない人もおりますし、いろいろ問題がありますけど、やはりこういうことは一定限地域の方に理解していただかんと、方角が分からんなったら戻らんなったりしますので。そういうことではやはり、家族がやっぱり周りにある程度、恥とは思わずに、誰でもなることだというように認識して周知していただくということが、本人のためにもなるし、家族もまた楽になる部分があると思います。

もっともこの認知症については、行政としても実態を把握する時期に来てるんじゃないかと思います。そういう努力をすべきではないかということで、次の問題に入ります。5番目に。

これもまた新聞の記事によればということ、なかなかあれですけど。これは保健の、包括センターの方には持って行って渡してたと思います。

ある新聞の記事によれば、認知症と認定される方の中には、精神障害者保健福祉手帳を申請といっても、これは医師の診断書が必要ということですけど。をすることで取得できるとあった。

またそれには、同じ認知症の中でも、いろいろな中でも一定の指定の前頭側頭型とか、前頭側頭型のピック病といわれる認知症とかいうように書かれたように、私は記憶しておりますが。そのような場合には、医師の診断があればそこで精神障害者保健福祉手帳もらえるということですので。

仮にそういう認定が下りて、精神障害者保健福祉手帳を取得できた場合には、住民にとってはどのような負担減の恩恵があるか。これは新聞にいろいろ、さまざまな恩恵があるというように書いておりましたので、町としてでき得る限りの恩恵とはどんなものかについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の2、福祉関係についてのご質問のカッコ5、認知症と認定された方が、精神障害者保健福祉手帳を取得できた場合はどのような負担減の恩恵があるかについて、通告書に基づきお答え致します。

精神障害者保健福祉手帳につきましては、認知症を含む精神障害のある方について、その障がいがあることを証明するもので、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されています。

対象者と致しましては、知的障害を除く、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方となっています。

それでは、精神障害者保健福祉手帳を取得した場合に利用できる福祉サービスと致しましては、公的な支援として、自立支援医療、精神通院医療の補助、障害福祉サービス等の給付、税制上の優遇措置などがあります。

また、民間の努力によるサービスにつきましては、土佐くろしお鉄道の割引、NHK受信料の免除、携帯電話の基本使用料の割引、自動車運転免許取得費用の助成などがあります。

それぞれの優遇措置につきましては、障がいの等級および所得状況などにより、受けることができるサービス等が異なります。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

ちょっと質問の方は、健康福祉課じゃなくて税務課に関連するような内容になっております。

まずは、それによりますと、税金の控除減免、非課税の所得税へのそういう枠が増えてくるとか、住民税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税とか相続税、贈与税、こういうところにも恩恵があるように書かれておりますし、住民税と連動する負担減。まあ、手帳を取得で住民税が課税から非課税になるとか、引き下がる可能性も含まれておるとかいうように、介護保険料の高額医療制度の負担限度額があるとか、社会保障では、まあ、今言われたようにいろんなものがあります。ありますけど。

問題は、その認知症とされた方が、いわゆる精神障害者保健福祉手帳の申請を出した場合に、行政に。それを行政が取らないかと思いますが、それを門前払いみたいに、認知症ではなかなかもらえんとかいうような言葉ではなくって、やはりその家族の方が医師の診断に基づきもらえる。いわゆるピック病とかいうような種類

に当たるかもしれませんが、そういうように手続きを取ってほしいというときに、福祉課の仕事になろうかと思いますが、速やかにそういう手続きを申請者に基づいて、下りるか下りんかは別問題です。ただし、それはいろいろと煩わしい手続きとか、いろんな煩雑ではないと思います。けど、本当に困って来てると思います。その方々が。

そういう方に対して、丁重に対応し、そしてきちっと、そういう申し出があれば、県、国に向けて、福祉課に向けて、そういう手続きを取ってあげる姿勢があるかないかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

申請があればですね、今言うようにお断りすることなく、すべての分を、申請書、書類がそろっておれば、申請書類が。受付を致します。

申請手続きをちょっとあれですが。申請者から町へ申請が、まず来ます。それから、町が申請書を高知県精神保健福祉センターへ送付を致します。申請に基づき、高知県精神保健福祉センターが審査決定、判断を行い、市町村経由で手帳交付となります。それから、町から申請者へ手帳の交付となります。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

これ、一つ付け加えることは、専門医でなくてもいいというように書かれておりました。かかりつけ医の医療機関でも、かかりつけの医師があれば、その方に相談することでもいいというように書かれておりますし、そういうように、認知症やからそんなものは駄目よというような形ではやらないということですので。

ぜひとも申請があった場合、今からどんどん認知症も増えてくると思います。そして、いろんな形の認知症もあろうかと思えます。それについて対応するということですので、今後、またはその対応を見らせていただきます。

いったん私の質問は中断させていただきまして、午後からということで、議長、よろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

お昼になりました。

この際、1時30分まで休憩します。

休 憩 12時 04分

再 開 13時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

森治史君。

10 番（森 治史君）

ちょっとおなかが張って眠たくなってると思いますけど、20分程度お付き合いをお願い致します。

3問目の、障がい児童の教育についてを問うという所に入らせていただきます。

障害とは、まあいろいろありますけど、発達障害とか、他の問題等で学校へ登校しても、教室、みんなのい

るのクラスの中に入ることができずに、保健室またはそれに代わる場所で学習をされている児童生徒さんたちが黒潮町内に現在おれば、その件数または人数をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは森議員の、障がい児童教育についてのカッコ1のご質問に、通告書に基づき答弁をさせていただきます。

ご質問の、障がい等で、保健室等で学習をしている児童生徒は現在いるのかのご質問でございます。

ご質問の児童生徒につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒、ならびに通常学級在籍の児童生徒で、何らかの理由で学級での授業が受けられずに、保健室、あるいは別室において学習を行っている児童生徒を指しているものと思われま。

現在、黒潮町内の小中学校におきましては、そのような児童はおりません。

なお、通告にはございませんでしたけれども、28年度中の別室登校、保健室登校のあった児童生徒につきましては3名でございます。

このほかに、浜松教育集会所の適応指導教室、いわゆるくじらルームでございますけれども、そちらへ2名が通級をしておりました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

現在そういうように、特別支援ではなくて、私の聞いたのは特別支援学級の方ではなくって、別途、その保健室とか不登校とか、それに代わることということでのあれで、現在は町内にはいてないという答弁をいただきましたが、今まではあったというような解釈も理解してよろしいかと思えます。今現在いないということで、そういう方が、その人数も過去にあったということで、28年度でも別室で3名がおったけど、今現在は普通の教室に帰ってるといことでしょうし、くじらの何か集会という所でも2名の方が受けていたということの報告であります。

人数はその程度おったということやし、今はいないけど、これから出てくる可能性もあるということだというように受け取ります。

そしたら、2問目の方に入らせていただきます。

過去にやってきたということですので、保健室教室、またそれに代わる場所を利用されている児童生徒さんたちへの学力指導をどのように教育委員会が学校を指導されているかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは2番目の、利用される児童生徒の学力指導についてはどのように行っているのか、とのご質問に答弁をさせていただきます。

何らかの理由により、教室に入ることができずに別室登校となった児童生徒に対しましては、校長や教頭が交代で、教科書やプリントなどを使用して学習指導を行っております。また、学級担任も可能な限り時間をつくり、直接指導に努めております。

中学校におきましては、教科担任制になっておりますので、授業のない教員が空き時間等を利用してですね、支援をするケースもございます。

さらに、学級担任におきましては、保護者と連絡を取り合いながら、その児童生徒の実態に合った内容のプリントなどを作成をしまして、家庭の方へ届け、指導を行っているところでございます。

このように、学校全体で支援をする体制をつくって、児童生徒一人一人の支援に努めているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

この問題についても、できるだけことは学校の方で対応するように、教育委員会の指導だと思いますけどやっているということでございますが。

一番の問題として言えることが、今、発達障害ということが言葉で出てきております。社会に出ても、その発達障害を持ったまま社会人になってしまわれると、社会に出てからもまたそのことが一つの問題となって、社会での適応性がなく、いわゆる引きこもりになってくるとかいう問題も今、多々出てきております。

一番分かりづらいのが、いわゆる保健室登校にされているというか、問題がないと言われている方の中にも、そういうようなことを多少なりとも持った児童生徒さんが含まれているがではなかろうかと思えます。これはあくまでも、普通学級で普通に生活をしている子どもさんです。これについても、やはり専門的な医師、もしくは専門的に教育受けた教員の方々がチェックをせん限り、普通はなかなか目に付かない問題ではなかろうかと思えます。

そういうことも含まれて、やはり学校ではちゃんと教頭、校長が、時間の空いてるときには保健室でプリントとか、教科書に沿って指導をしているということでございますので、そのことについては問題がないと思えますけど。本当に保護者と話し合いをされて、その子どもさんの学力を同年代の生徒さんと維持できるように努力をしているというような答弁だったと思うんですが。

再度確認を致します。その保健室登校とか、もしくは別室の代わる所に登校されている方々の、それぞれ子どもさんのレベルもいろいろあろうかと思えますけど、一応学年のレベル並みの教育水準は保てるようにいろいろ手だてをしているというように答弁があったと思えますが、それはそのことで間違いがないでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

別室登校、あるいは保健室登校を余儀なくされた児童生徒への指導でございますけれども、先ほど答弁致しましたとおりでございます。

しかしながら、仮に学校長、あるいは教頭等が指導をするということになってもですね、常時なかなかその児童生徒に付いていることはできません。そういったことで、どうしても学習の遅れ、こういったものは生じてまいります。

できるだけそういったことのないようにですね、学校全体で支援する体制、そして、もちろん保護者等とも連絡を取り合いながら、適切な指導、そういったことに心掛けております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

そしたら、次の3問目の方に入らせていただきます。

これはあくまでも町外での私が直接聞いた話のことですが、小学校の児童が余儀なく1年間保健室登校をしなければならなくなって、そのときの担任の教諭は、教室での授業を一度も受けていないことで、一年間一度も、クラスで実行されるテストを受けらしてもらえなかったという話を、保護者の方から聞いております。

保護者と致しましては、自分の子どもの学力が、たとえ1年間保健室であったとしても、指導がなかったとしてもですよ、その学校が。学年として、どの程度はあるものかは知っておきたいと思われるのが親ではないかと思います。

ここではそんなことはないということですので、当てはまらんかもしれませんが、もしそういうことが起こった場合に、教育委員会としてこのような事態、いわゆる一年間教室へ入ってきてないけん、担任が、いわゆるあなたはテストを受けらさんということがよね、果たして正しいかどうかということも含まれると思いますけど。

まあ、このようなことが学校の現場にあった場合、教育委員会としてはどのような対応をなされるかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、3番目の質問に答弁をさせていただきます。

他市町村の例を示されてご質問をいただきましたけれども、学校としても、このような事態が起こらないようにしっかりと学級経営に努め、支援の必要な児童生徒に対しましては、教職員がしっかりとかわっていくべきであると考えます。ご質問の案件につきましても、学校や教育委員会が最大限の努力をしての結果であろうと考えます。

このような事態が起こった場合ということですが、この児童の実態や学校の状況などの詳細が十分に分かりませんので、この案件に対して、私の方から具体的な答弁はする立場にはないというふうに考えます。

ただ、一般的に言いまして、別室不登校児童生徒の発生の際にはですね、さまざまな理由があるというふうに思います。こうしたことを考えながら、仮にこういう状況が起こったということになればですね、テスト等、当然必要でありますけれども、テストを受けさせないということがいわゆる悪いことではないというふうに、私は思っております。こういったケースで、本人がテストに対して抵抗感を持っている。こういった場合には、無理強いはできないと。無理強いはしないということになっております。本人の学力の定着は、テストのみならず、普段のプリント等、他の方法でも測ることができるからでございます。学級に入れなければですね、別室で、本人だけで学力を測るさまざまな形がありますので、そういった方法も考える必要があるというふうに思っております。

本人が希望すればですね、当然、テストは受けさせるべきであるというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の教育長の答弁で、必ずしもテストを受けらすことがほんとにいいかどうか、その子どもにとって。という答弁も含まれておりましたし、また、そういうことであれば、テストを受けらさないということにも問題点があるというような答弁だったと思います。

問題として言えるのは、保護者が求めても、それは入ってないからあんたは駄目だという、一方的な通告だったと。で、その子どもは、進級の時点で別の場所が変わって、そこでは1対1の教育方針の所が変わったおかげで、まあ言うたらその学年の学力も担保されたし、ものによったらそれ以上の学力も身に付けたというような話も聞いております。

だから一番の問題は、現場がちゃんと対応するかしないか。そして、ただ付けければいいじゃなくって、やはりそれに見合うだけの能力のある人を配置するというのも、ものすごい重要なことやないろうかと思うんです。配置という問題ですよ。教員を、まあ障がいを持った人ができました。できたから1名増やしましょうか。で、ほいたら誰でもいいかというわけではないんだと思いますが、今後このような。これはここで起こってないじゃなくって、私の言ってるのはこういうことが今から起こる可能性が高いということと、それと、発達障害というものがある病院とかで細分化され、いろんな所で、これは何に当たるとかいう形で増えてきてると思います。この発達障害の中でも、細分化されたような問題が出てきていると思います。

そういうことを含めたときに、じゃあ、ほいたらうちにはないんだからいいんだらうかということで済ませられる問題なのか、それとも、そういうことが起こった場合に、きちっと対応する体制を教育委員会として持つべきではないかというように私は思いますが。

教育長として、今現在何もない。だからオーケーではないと思います。で、もし起こることを想定。これ、ないに越したことはないんですけど、まあどういう子どもさんの成長の過程で、どういうことが起こるかもしれません。そういうことを踏まえたときに、やはり、もしこういうことが起こった場合には、やはりその専門的知識を持った、これも人数にも少ないかもしれませんが、できたら町内に1人ぐらいはその専門的なことの分かる教員というか、そういう資格者を配置するように県なんかをお願いして。まあ、1人で町内全部見るということになるかもしれませんが。そういうような、今後、そういう考えがお持ちであるかないか。まだないものに対しての答弁になりますけど、そういう考えがあるかないかについて。もし起こった場合を想定して、専門的な者を今から、県の教育委員会なんかにそういう指導をお願いできるような考えをお持ちかどうか。

お伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは再質問に答弁をさせていただきます。

まず、森議員の方にですね、特別支援学級設置についての流れについて、ひとつご説明をさせていただきます。

児童の成長に、遅れなど何らかの障害が心配され、保護者が特別支援学級への編入を検討されている。こういった場合のケースをご説明を致します。

対象児童は、まず、中村特別支援学校などの専門的教育機関、こういった所で教育相談を受けることとなります。具体的には、知能検査や社会生活能力検査などを行っております。

市町村の教育委員会では、前年度の10月ごろに、教育委員会事務局職員、学校長、特別支援学校の専門職員などで構成する教育支援委員会におきまして、これらの資料を精査をしながら、その児童生徒の進路先、こういったことを決定を致します。これをもって、県の方に申請をするわけです。

仮に、その学校に特別支援学級がなければ、県の方に特別支援学級の新たな設置、こういったことを要望していくということになるわけでございます。この場合もですね、あくまでも保護者の意向を最大限に尊重をするということになっておりまして、そういったことを踏まえて児童生徒の進路を決定をしているところでございます。

それから、当然町内にも特別支援学級、幾つかございますので、特別支援学級にはその学級の担任がおるわけでございます。特別支援コーディネーターを含めて、特別支援学級にはそういった経験のある教員、こういった教員を配置をしておりますし、できるだけそういった専門知識の詳しい教員を配置するように心掛けております。

これからも、特別支援学級、こういったものをより充実というか大事にしていく必要があるかというふうに思いますので、人事配置等については県の方とも協議をしながらまた要望していきたいし、人事異動等で検討していくことになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、教育のことでございますので、これ今年の9月の6日の高知新聞に載っておりました記事であります。たった1人の反乱、前川喜平さんに聞く、ということの記事が載っておりました。教育長は当然、知っているとします。私もこれ読むまで、こういう法律できたかどうか定かではなかったんですけど。

教育機会確保法というのが2016年12月に成立、17年2月に施行。義務教育段階の普通教育に相当する教育機関を確保し、不登校の子どもを国や自治体が支援することを初めて明記した法律であるというように書かれております。

学校以外での学習も義務教育として扱う制度が検討されたが、与党議員の一部の反対により、この規定は盛り込まれなかった。また、義務教育を受けられなかった人に対して、夜間中学校などにより就学機会を提供することを自治体に義務付けたとあります。

ほんで、この方は、小泉政権時代のときに自分のブログで、義務教育の国庫負担金削減に公然と異を唱えた。教育を受ける権利を支える責任があると思ったと。で、そのように、時の政権に対しても、それはおかしいですよということを言ったというように言っております。

今年の1月の20日には、いわゆる文部科学省の天下り問題で引責辞任をしております、この方は。この方が全員の職員に送ったメールということで載っておりましたけど、弱い立場、つらい立場にある人たちに手を差し伸べることは、行政官の第一の使命、気は優しく力持ち、そんな文部科学省をつくってくださいというメッセージを送ったというように、新聞に記載されておりました。

で、この方の中の考え方の中でもありますのは、学習は人権の基本だという考え方を、この方は記者ノートの中でも載っております。

今、私が言うたことで、やはりどういう立場であれ、教育を受ける者は機会だということですので、この一番、私がこの今の読ませていただいた新聞記事の中であるのは、まあ言うたら学校以外の施設で受けたことにも義務教育と受けたということにカウントするというんですか、そういうところが削除されたというように載っておりますが。

やはり、今お話ししました町外の保護者のことも、学校に出ていけれん子どもが学校以外で受けた授業を、それを義務教育として認めていただけなかったら、そしたら、私の子はどこに行ったらいいんですかという。

だから、これはあくまでも保健室でもなくてもいいんですよ。教育が認めたとこかの教室でもかまんですけど、そこにいたことも国が義務教育として認めてあげれば、教室に入って勉強できなかつてもそういうように、そこに行くことで義務教育というようにカウントしていただけたら、うちの子どもは義務教育の日数が足らんってくる。そういうものの保障はどこにあるんだろうか、という言葉が来ました。

そういうことを考えた場合に、教育委員会として、その学校以外での学習も義務教育として扱うような制度は今はないかもしれませんが、やはり要望していったそれを確立してあげることが、いろいろな諸問題を抱えて子育てをやっている保護者の方にとっては、ものすごく頼りになる制度になってくるのではなかろうかと思えます。そういうことを考えて、私はすべきではないかと思っておりますが。教育委員会も、県の方にもお願いし、県を通じて国にもお願いし、学校以外での学習も、まあ法律がありますので、その義務教育の教育として扱えるような制度に持っていけるように、私の考えとしてはそういう制度も必要ではないかと思っております。

学校教育の現場の教育長としては、学校以外での学習の義務教育として扱うということにはどういう考えでしょうか。

お考えを問います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

例えば保健室、あるいは別室登校での学習の場合は、当然、出席扱いになるわけでございます。

それから、先ほど申しました適応指導教室、くじらルームですね、浜松教育集会所。こちらのような学校以外の施設、こういった所での相談あるいは指導を受けた場合においても、不登校児童生徒の指導要録および出席簿の取り扱いについてはですね、そのことが当該児童生徒の学校復帰のための適切な指導であるというふうに学校長が認めた場合には、出席扱いにできるということになっております。こういったことで、くじらルームに行った際にはですね、それも出席扱いということになっております。

ご質問の部分については、これが家庭へのいわゆる学習、あるいは家庭外のそういった所での学習、これが出席扱いにできないかというふうなことでございます。これにはいろんな、さまざまな問題もあろうかと思えます。やはり自学自習になる場合もありますし、そこで教員が指導がなかなかできない、こういった場合もあろうかと思えます。さまざまな検討すべき課題、こういったものも多いというふうに思っておりますので、今後の検討課題であらうかというふうに思います。

現時点では、なかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の教育長の答弁の中で、いわゆるほかでやっているあれも、まあ学校長が認めたらそれも出席と見なすというように、答弁であったと思います。

けど、それにはあくまでも元の学校に復帰することが前提というようなことでの出席日数だというように受け止めました、私は。

けど、学校へ帰る、またそこからほかへ行く。これの繰り返しにならないためには、そういう施設で1人か何かを付けて、その教育に代わるもんにしなかつたら、結局そこで治り。まあ、この人やったらもうクラスへ

帰れますねって帰す。帰すと、またクラスの中で何かあって、またそっちに行かないかんという。こういう行き帰りというたらおかしいですけど、どこの施設も学校外の所でやってる養護学校とからでも、いわゆる、あくまでも元おった学校に復帰できるようにするのが目的で生まれちゃうようです。そういう学校も。で、やっぱりその中で、やっぱり学校へ行ったけど、またいじめの問題でそこへ帰ってくる。これの繰り返しが行われてるように聞いております。

そういうことを考えた場合に、やはりどこかで、難しい問題ではあるけど、いずれそういう確立した、教育委員会が指定した場所になろうかと思えますけど、そういう所で自由に学習することも当然、これからは普通じゃなくて、出席日数とカウントしていかなければならないときが来るのではないのかなと思うんです。

教育長が言われることも分かるんですよ。それを認めることはほんと難しいと思います。これが良かってとか、これがどうのがいうて。まあ、あくまでも家庭で親御さんが見るということは、やはりそこには教員資格を持った方が付いて見るということが前提になってくると思います。資格者でない方が見たのでは、これは教育委員会としても、義務教育の出席日数とは認めれないと思います。

そういうことも含めて、今後、対応は絶対に必要性が出てくると、私個人的な考えです。それからまた、さっき言うた問題も、まあ一つの個人的な家の中の問題かもしれません。けれども、そういう問題がいつどこで起こるか分からない。やはり、ここでも起こるかもしれない。そのときには、やはり教育委員会はしっかりと、その子どもさんの教育を担保するというか支えるべき問題が出てくると思いますので、今回こういう質問しております。

確かに先走って、ないことを問うております。けど現実には、同じ県内で起こってることがここにはないかということはある得んと思えます。そういうことを含めて、教育委員会の方にも今後、頑張ってそういう検討がなされることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、2時15分まで休憩します。

休 憩 14時 00分

再 開 14時 15分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9番（宮地葉子君）

通告書に基づいて、今回も3点について質問を致します。

まず、1番の災害対策についてです。

カッコ1の、災害対策の豪雨災害について、まず最初に取り上げました。

今年の豪雨災害はすごかったですよね。全国いたる所で、今まで記録したことのないような集中豪雨が降り、短時間に降る記録的な大雨が予想もしない被害を出しております。

7月に起きた福岡や大分県の豪雨災害では、筑後川の暴れ川のはんらんではなくて、小さな支流、小川がはんらんして周辺の民家を押し流し、集落を襲って甚大な被害を与えました。専門家も地域の人たちも全く、支流が、小さな小川ですから、それがはんらんするとは予想もしていなかったそうです。

私たちは、今年の6月に、ちょうど議員研修で大分県と熊本県に行ってきたばかりでした。昨年の熊本地震

の復興状況をメインに、周辺自治体のさまざまな取り組みの視察でしたが、スポーツツーリズムを推進している大分県の日田市にも行ってまいりました。

視察を終えた1週間後、既にテレビ等の報道でご存じのように、日田市は集中豪雨に覆われて大きな被害に遭いました。わずか1週間前に伺った庁舎がテレビに映し出されたのを見まして、人ごととは思えない集中豪雨の恐ろしさを知らされました。

新聞で線状降水帯（せんじょうこうすいたい）という言葉は初めて見ましたが、専門家によりますと、これは同じ場所に強い雨を継続して降らせる現象で、発生頻度や降雨の強度は地域差はあるが全国どこでも起こり得る、と警鐘を鳴らしておりました。今年は特にその現象が、全国各地で所構わず、50年に一度の大雨だとか、経験したことのない豪雨だとか、そういうものの被害が相次いでおります。記録的な大雨で、その道の人たちは、予想が非常に困難で短時間に降る大雨のことだそうですけども、これを記録雨というそうです。

これらのニュースを見聞きした住民の方々から、黒潮町は地震津波への対策は全国にも誇れるぐらい進んでると思うけど、豪雨災害は地震より起こり得る頻度が高いがどうなんだろうかねえ、との心配の声が聞かれました。

まず、町としての対策をお尋ねします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の一般質問1、防災対策について、カッコ1、豪雨災害への対策についてのご質問にお答え致します。

議員ご質問のとおり、線状降水帯による九州北部豪雨のような災害は、どこにでもあり得ることと考えております。

大雨に対する町の対策としましては、大雨警報や洪水警報が気象庁から発表された場合、第1配備となり、防災担当部署である情報防災課等第1配備職員の個人携帯電話に24時間自動的に連絡が来ることで、職場に参集し配備を取るようになっております。

その後は、県の高知県総合防災システムや気象庁等の情報を随時チェックをして、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難する時間に余裕を持てるリードタイムを考慮し、避難準備・高齢者等避難開始情報や避難勧告等を発令しております。

併せて、態勢についても厳重な警戒が必要な場合は、被害の発生の恐れのある場合等に関してさらに配備体制を広げ、第2配備、第3配備を取るようしており、緊急連絡メール等で参集することとなっております。

また、避難準備・高齢者等避難開始情報を出す際には、併せて避難所も開設し、避難して来た方が受け入れられる態勢を取るようしております。

町としましても、避難行動を促す避難勧告、避難指示等、状況に応じて発令をしておりますが、近年見受けられる異常な降雨量等危険な状況が感じられた場合は、避難勧告が出される前であっても、住民の皆さん自らが避難行動を起こしていただくことが非常に重要だと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、課長の言われたとおりで、いろいろなマニュアルがありまして、それに基づいて対策を取っていくとい

うことは、ほんと当然だと思います。

それで、それはそうなんですけども、この今回の災害なんかというのは本当に想定外で、ある程度見当がつけば動きが取れるんだけど、今回、よそのを見聞きしてますと、想定外だったっていうことが大きな被害につながりましたので。そういう場合どうするかと言われても、ほんとね、迅速に対応するしかないとは思いますが。

一つですね、今回、農業用のため池なんかも大きな被害を全国的に及ぼすというらしいんですが、その点なんかについてはどうですかね。どういうふうなんでしょうかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

ため池等、そういった所により雨を防ぐといったところ、また、ハードとしても、土砂災害に備えるためのハード事業等も講じていくといったことは必要かというふうに感じております。

ただ、それに関しては、やはりどうしても費用も掛かる。その対策に関しては、どうしても時間もかかるといったところが出てきます。

そうしたところで、その対策も当然打っていかなくてはならないというふうに考えておりますけども、先ほど言いましたように、やはり住民の皆さまの行動といったところを促していくといったことが非常に重要だと思います。

その中で、地域の中でその行動の判断基準を決めるとかといった、ルールを作っていくことも重要であるというふうに考えております。

災害の状況というのは、それぞれの地域の地形的なこと等により、起こる事象はさまざまというふうに考えております。そういったことを、現在進めております地区防災計画の中で、豪雨等に対するその地域の脆弱（ぜいじゃく）性等を協議、認識して共有していくことで、そういったことを皆さんで考えていただくといったことが非常に重要かというふうに思います。

ちょっと午前中の質問にもありましたように、地域コミュニティー、災害が強くなければ、また地域コミュニティーが防災に取り組まなければ、自らの命を守ることも、家族の命を守ることも、自らの地域を守ることも、なかなか難しいというふうに考えています。

災害対策もまちづくりといった考え方を基に、地域の中でそういったコミュニティーをつくっていくといったところで、こういった災害に対して立ち向かっていく状況をこれからつくっていく必要があるというふうな考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

1 問目の答弁のときはほんとの、何といいますかマニュアルどおりのような答弁で、うわべだったと思うんですけど。うわべといいますか、常識的なことだったと思うんですけど、2 問目になって少し具体的などこに入ってきましたけど。

私も聞きたかったのはですね、ため池の例を出しましたが、地域によってこの豪雨災害のすごく出そうな所と、それほど心配が要らない所がありますよね。先ほどの九州地方のは、筑後川の支流がはんらんしたとい

うことですから、川に近いとことか、それからそういう危険性のある所と、ほとんど豪雨災害に関係ないぐらいの所とでは、地域の取り組み方が違うわけですが。

そういうことに対して、今、課長の答弁でしたら、住民にそういうことを促していくと。そして、地域で判断の基準を求めていく、示していくというか、地域コミュニティの中でそういうことをしていくと言いましたけど。

具体的にもう少しですね、ここがないと、それぞれ地域で違いが、今言ったようにありますので、これを具体的にどういうふうにするかなってというのが私は聞きたかったんですが。

そういうの、ちょっとありましたらお尋ねします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

具体的にというところになりますと、基本的に、地区に判断基準を求めるといっても、地区に素材がないといった状況にあると思います。自分たちの脆弱（ぜいじゃく）性に関しても、判断していただく基準というのが現在のところないというふうに考えておりますので。

今後は、そういった判断材料をこちらから示しながら、また、地域の方の以前からの状況もお聞きしながら、そういったところを一つ一つ整理していくことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

そしたら、関連しますのでカッコ2の方に移っていきます。カッコ2の土砂災害ですね。

今言いましたように、1 番の豪雨災害と関連も深くて、災害対策で今言われたような基本的な部分はおんなじだとは思いますが、災害にはそれぞれの注意すべき特質があると思うんですよね。それで分けて取り上げたんですけども。

土砂災害は、大雨のほかにも、地震による災害もありますよね。地震対策では、この黒潮町では、今までは津波被害の方が先行して行っていましたので、津波の来ない地域ですよね。山あいに囲まれた地域では、山津波なんか、土砂による被害が心配されております。ですから、地震というのは津波だけじゃなくて、こういう土砂災害がいかに怖いかということなんです。

海辺に住んでる私たちはそうですけど、住民はですね、その地震といたらもう津波被害のことばかり頭にありまして、まず、地震が起きたら高い所へ、避難タワーへ、山へ逃げるってということが頭にあるんですが、地震はいつどこで起きるかも分かりませんし、たまたま出掛けた所で地震に遭う可能性もあります。また、津波の心配ない地域で暮らしている方が、海岸地域に出てきて地震に遭遇するということもあるわけですよね。

それで、私たちはあらゆる災害をそれなりに想定して、事前の準備がやっぱり大切だなあというふうに、今回の土砂災害なり、いろいろ豪雨災害を見て考えたんですよね。どんな災害でも、正しく知って正しく恐れる。

そういう基本は共通してると思いますが、町としての土砂災害への対策をお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の一般質問、防災対策について、2、土砂災害についてのご質問にお答え致します。

全国的にも、平成26年8月の広島北部や、先ほど申しました九州北部豪雨の際にも土砂災害が多数箇所発生するなど、豪雨や土砂災害による大規模な被害が多発している状況であり、本町においても、地震津波と同様に対策を講じていく必要性を感じております。

しかしながら、地震津波のように明確な対策が確立されていないのが現状でございます。地域ごとの特性をしっかりと把握した上で、地域の皆さまのご意見をお聞きしながら、必要となる対策を進めていく必要があると考えております。

高知県が指定する土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンでございますけれども、本年度、全町の調査が完了するという予定になっております。

土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンについても、本年度から平成31年度にかけて、県において調査することとなっております。

地震津波であれば、揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ、が全員の避難行動となりますが、土砂災害については、同一の避難行動とはなりません。それぞれの住家の立地場所、構造、避難経路等で、おのおの避難行動が違ってまいります。安全な別の場所へ避難しなければならない方もいれば、2階へ避難すればいい場合もあります。

町としましても、土砂災害の危険がある場合は、ちゅうちょすることなく避難勧告等を発令致しますが、先ほども申しましたように異常な降雨量等危険な状況が感じられれば、避難勧告が出される前であっても避難行動を起こしていただくことが必要と考えております。

先ほど申し上げた状況があることから、それぞれの地域、家庭で、どのような場合にどのような避難行動を取らなければいけないか、普段から考えいただくことも重要だと考えております。

そのためには、ご自身の住まわれている所の状況を知っていただくことが必要です。先ほども申しましたように、県の土砂災害警戒区域が全町で今年度調査が完了することになります。来年度にはなりますけれども、土砂災害警戒区域のハザードマップを持って、各地区に説明会に入りたいと考えております。

現在、各地区で作成していただいている地区防災計画については、地震、津波対策に重点を置かれておりましたが、今後は、加えて豪雨、土砂災害についても、地区の中で話し合いながら計画していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の課長の答弁では、私もこの点心配してたんです。

その地震で、津波はすごく先行しててですね、各地域で話し合いもして、自主防の中でもいろいろ勉強会もして、それから町民大学とかいろいろ私たち勉強したんですけど、土砂災害、豪雨災害については一歩遅れるなっていう感覚が町民の中にもあったんですよ。

それで、家庭でもいろいろ考えないかんといいふうな判断で、判断材料をこれから示していくということでしたが。来年度からでしたかね、説明会に入るといことですが。先ほど、坂本議員のときの町長の答弁でも、中山間を対象にして、土砂災害についてこれから行っていくと。これが、今の答弁とおなじことなのかと思うんですけど。

来年度から、こういうことは実施していくということなんですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

中山間を主に進めていくということでありまして、中山間のみ実施していくということではございません。当然ながら、土砂災害の起こる危険性のある所はすべてやっつけていかなければならないところでありまして。

例えば、土砂災害の起こる可能性のない所でもですね、まったく関係ないかといいますと、そうもなっていない。ある意味、豪雨災害という一つのカテゴライズをしますと、例えば内水はんらんとかも、当然中には含まれてくるわけです。そうしますと、黒潮町の中で全く災害が起こりませんというような所はないわけでありまして、津波防災と同じように、全体を巻き込んだ防災をやっていく必要がございます。

特に、この場をお借りして住民の皆さまにもご理解をいただきたいのは、台風とか豪雨災害は、これまでは予測災害の範疇（はんちゅう）であるというような認識でございました。しかしながら昨今の、先ほどご紹介いただきました記録雨でありますとか、古くはゲリラ豪雨とか呼ばれておりましたけれども、急速な積乱雲の発達でありましたり、あるいは今回の線状降水帯についても非常に短時間で形成されておりまして、情報を頂いて発令するまでの時間で間に合わない。そういった自然環境といいますか、自然災害の状況になっております。

従いまして、どうしても発令は参考にはしていただくことになろうかと思っておりますけれども、それを待って行動していたら間に合わないということが、これからかなり起こってくると思っております。そう考えたときにはどうしても、私たちもまだまだ見識不足でして、これから見識は深めていかなければなりませんけれども、起こり得る災害として、住民の皆さんが地域でお話をいただく。これがまず一番重要なことだと思っております。

土砂災害にしろ、例えば線状降水帯による豪雨災害にしろですね、適切な避難行動を取っていれば被災しない可能性が飛躍的に高まるのは間違いないこととございまして、津波と一緒に100回空振りでも、101回目はその避難行動をおろそかにしたばっかりに、そのときがどんと来てしまったということが起こり得る災害であり、かつ頻度が高いと。こういった性格を有しております。そのためにはどうしても地域の皆さんでの話し合いをいただき、ある一定のルールづくりといいますか、基準づくりを行っていただく必要があろうかと思っております。少し時間はかかるかと思っておりますけれども、地道にその作業を詰めていく以外にはないのかなと、そんなに思っています。

そうはいいまして、情報防災課長が申しあげましたように、ゼロベースで住民の皆さんにお話をいただくというのはなかなか、ちょっと混乱を伴うかと思っておりますので、我々もこれからしっかりと、この土砂災害を含め豪雨災害に対する見識を深めた上で、地域の特性と併せて、地域の皆さまに材料をどんどん提供させていただくと。こういったことに、これからのろうかと思っております。

いずれにしても、なかなか個人で対応というのが難しいケースが相当出てまいります。従いまして、午前中にも申しあげましたように、地域でどう対峙していくのかというのが非常に大事だと思っております、そのための具体的なアプローチをこれから詰めていきたいと、そのように考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私もですね、町長が言われたように、今すぐ対策が町の方であって、それなりのことがもうできてるという意味で聞いたんじゃないですね、まさにもうほんと、今まで想像もなかったことが今は起きてて、情報が

あってもその発令が間に合わないとかいう状況があって、大きな被害になった。だから、私たちが事前にもう勉強もし、知っとかなきゃいけないという状態が今年は特に多かったので、一つの啓発みたいな意味もあって質問もさせてもらったんですけどね。

町長の方で、これから地域で話していくと。そして、ルールづくりが必要だと思うということは、確かにそうだと思います。地域で私たちね、津波についてはほんとに話し合いをしました。いろいろと。で、避難訓練もそれに沿ってやっていますが、豪雨災害、土砂災害については、ほとんど話し合うことがないんですよ。だから、これからは避難訓練の中でもちょっとそういう話をに入れていくとか、いろんな所で、町民大学は今年に間に合いませんけど、そういうことを入れていくとか情報を入れていかないと、今のこの異常気象には追いついていかないんじゃないかなというふうに思っております。

今後、材料を地域の方にいただけるということですので、そして時間もかかるということでしたから、今すぐということでもなくともそういう一歩を踏み出していると町が言っておりますので、また、住民の方にもそういうことであつたら、また話し合いをしていこうということで自主防でも話していきたいと思っております。

じゃあ、1の2は終わります。

1問目のカッコ3に入ります。子どもたちの避難訓練についてですが。

これも1と2と関連した内容ですが、私の今までの感覚では、これも一緒ですけど、子どもたちも津波への備えが先行して、避難訓練もその点がクローズアップされてきたように思います。

災害への備えは先ほども言いましたけども、基本的な考えは同じだと思います。答弁の方にもありましたけど、豪雨には豪雨、土砂災害には土砂災害特有の知識が必要だと思います。豪雨災害などで一瞬の判断が生死を分けていると、そういうふうにもお聞きします。津波同様、さまざまな災害に応用ができる、応用しないといけないと思うんですが。さまざまな災害に応用できるように、知識として知っておく必要があるのではないのでしょうか。

子どもたちに災害の恐ろしさばかりを教えてほしいわけでは決まてないんですけども、今回の質問は災害対策ということを取り上げておりますので、学校でのこのへの取り組みはどうでしょうか。

お尋ねします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の1、災害対策についてのご質問のうち、カッコの3、津波避難訓練以外の災害に関する子どもたちへの対策について、答弁をさせていただきます。

ご存じのように、国の新想定後、当町はさまざまな地震津波防災対策を取ってまいりました。

学校教育におきましては、各校独自で取り組んでいた地震津波防災教育に関しまして、黒潮町として統一した指導が可能になるよう、また、防災教育を通じて学校教育全般の向上を図ることを目的に、平成26年度から昨年度まで、現東京大学大学院特任教授、片田敏孝先生のご指導をいただきながら、カリキュラム開発に取り組んでまいりました。その結果、知識の防災教育に加えて、命の教育を基本にした黒潮町津波防災教育プログラムが完成し、現在、全校で取り組んでいるところでございます。

しかし、ご質問にもありますように、自然災害は地震、津波以外にも、大雨、洪水、土砂災害、落雷、突風など、さまざまなものが想定をされます。それらの自然災害で人の命が失われないようにすることは、私たち行政の大きな責務だと認識をしております。

そこで、今年度から引き続き片田先生にご指導をいただきながら、台風、大雨、洪水、土砂災害に関する防

災教育プログラムの開発に着手をしているところでございます。

本年度の計画と致しましては、各校防災教育担当教員で構成をする産業部会を年5回、庁内関係各課との連絡調整を図るための連絡推進会議を2回、開催する予定となっております。既に、産業部会は2回、連絡推進会議は1回、開催をしたところでございます。この会では最終的に、台風、大雨、洪水・土砂災害防災教育プログラム案の作成を目指すものでございますけれども、先ほど情報防災課長の答弁にもありましたように、大雨、洪水、土砂災害に関しましては、地震、津波のように、揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ、という単純な行動規範が当てはまりません。どこに逃げるのか、いつ逃げるのか。その判断は、個人が置かれている状況や条件によって大きく異なります。防災教育としましては、地震、津波から、大雨、洪水、土砂災害に教育素材が変わったという単純なことではなく、児童生徒への教育手法は非常に難しいものがあると感じております。

そこで、8月17日には、台風、大雨、洪水、土砂災害への向かい方をテーマに、町内全教職員を対象とした研修会を開催したところです。黒潮町が自然災害で犠牲者ゼロを目指すのは、どのような自然災害においても変わらないものであり、大雨、洪水、土砂災害に関する防災教育思想の根底は、地震、津波防災教育と変わりません。従いまして、台風、大雨、洪水・土砂災害防災教育プログラムにおきましても、地震津波防災教育同様、命の教育の観点を盛り込みながら、子どもたちが台風、大雨、洪水、土砂災害に対する主体的な姿勢を身に付けられる防災教育を目指したいと考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

カッコ3については、次長が言われたとおりだと思うんですね。地震、津波だけじゃないんだってということで、いろんな自然災害に、じゃあ子どもたちがどう対応していくかということで、それに基づいて今年はまだ一歩踏み出してるというお話でした。

今、研修会を行って、準備の段階といいますか、やり始めてるということだと思うんですが、子どもたちに主体的な行動を身に付けるようにするというふうな答弁があったと思うんですけど、もう実際子どもたちには、何かこういう話をするなり、行動なり取ってるんでしょうか。

そしてですね、避難訓練も、津波の場合はとにかく逃げたらいいということで訓練やってみましたけど、やってなければ、何かそういうことをやるような方向にあるんでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

これまで、午前中の町長の答弁、それから先ほどの情報防災課長の答弁にもありましたように、大雨、洪水、土砂災害に関しましては、それぞれの個人が置かれた状況によって、逃げる逃げないの判断が異なる場合がございます。従いまして、避難行動を一律的に学校教育の現場で、地震津波災害のときのように一斉にやるということにつきましては、かなり慎重にそのプログラムについては設定をしておかなければならないと思っております。

まずは、私どもが今年度考えておりますのは、大雨、洪水、土砂災害等に関しまして、まず子どもたちには知識を身に付けさせたいと。学年に応じた知識を、教育をできるプログラムを構築をしたいと考えております。その上で、命を守ることを最優先する。そのことを教え、気付きを育てることを主体的に考え、学ぶことがで

きる力が付けられるプログラムを目指したいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私も避難訓練については、単純にはいかないなと思ったんですが、まあ一応お聞きしといた方がいいかなと思って聞きました。

それで、今年は知識を身に付けさせるということでしたが、まずはこれが大事じゃないかなというふうに、私も考えてます。というのがですね、東日本大震災のときに、大川小学校の方で大きな被害がありました。あそこは津波が来ないという地域でしたので、あまり津波についての避難訓練とか、津波が来たらそこへ逃げるんだということをあまり考えられてなかったというふうに聞いてます。ですから、実際あのときに高いところへ逃げてれば何でもなかったのが、ああいう行動でたくさんの子どもたちが亡くなったわけですけども。いかに災害を正しく知って、そしてまあ正しく判断していく、正しく恐れるということはずね、まずは判断材料、知識がないとできない。

それで、私が今回質問で取り上げたのは、先ほど言いましたように、まず地震津波が先行しましたので、今年のように自然災害でこの大きな被害が出る場合は、こちらの方は少し遅れてるから大丈夫かなということもあって、学校教育もどうなんだろうかということで取り上げました。今は、これから進むと。知識を子どもたちに身に付けさせていって、命を守ることを教えていくということでしたので、ぜひ今後、また私たちも見守りながらですね、その進行状況についてはまた教えていただきたいと思います。

これで、1 番の質問は終わります。

2 番の、避難所運営マニュアルについて質問を致します。

まず、カッコ 1 番ですが、毎年、9 月には町の防災訓練があります。今年は9月の3日でしたが、東日本で被害に遭われた人のお話でも、日ごろの訓練がとっても大事で、災害のときは訓練以上のものは出ないんだと言っていたのを肝に銘じています。

私の地域は浜の宮ですので、地震といったら津波と。津波といったら、とにかく早く、より高いところへ逃げないかんということで、だいぶこれが住民の中に浸透してきておりまして、訓練にも多くの住民が参加しております。

今回はですね、今回の避難所運営マニュアルについての質問は、今年の3月議会に引き続いてになりますが、先日のその9月3日の訓練の後に、地域の役員に当たる方たちが指定避難所に集まりました。訓練した後にですね、そこで、今年の2月ごろ作成しました避難所運営マニュアルを基に、被災後、実際に避難をするときの場所。教室とか仮設トイレとか、炊き出しする場所やテントを張る場所、受付する場所等々の場所をですね、現場に行って、私たちは大方中学校でしたけども、そこに行って、実際ここが避難する教室になるよ、テント張るとはここだよとか、そういう確認をする作業を致しました。そういうことがありましたので、今回また避難所運営マニュアルについての質問を取り上げたわけです。

避難所運営というのは、事前の準備がいかに大事か、さまざまな新聞報道や被災地への視察等で、私たちも知らされたことです。災害が起きますと、すぐに取り組まなければならない最優先課題の一つですが、この避難所運営マニュアルについてはまだまだ始まったばかりではないかと思えます。せっかく災害で命が助かって、その後の避難所生活で、東日本大震災では3,000人の方がお亡くなりになっています。

3月議会でかなり広い部分で質問をしていますので、そのときの答弁すべてがすぐにこの時点で実現できる

内容とは思いませんけども、進んでいる内容もあると思います。3月議会の繰り返しになる部分もあるとは思いますが、答弁の方はよろしくをお願いします。

まず、カッコ1の質問ですが、3月議会で、私の質問に対して次のような答弁がありました。

避難所運営マニュアル作りは、28年度で57カ所の指定避難所のうち43カ所で完了します。29年度は、完成した避難所運営マニュアルの説明会、および訓練の実施を計画しており、残る14カ所についてもマニュアル作成を計画している。

続いて、マニュアルが完成した避難所は、地域の方たちと協議をして避難所環境整備事業を実施して、それぞれの避難所機能を高める計画です。こういう答弁があったんですが。

これらについてですね、まずどうでしょうか。どのへんまで進んでいるのでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の一般質問、避難所運営マニュアルについて、避難所運営マニュアルの現在の進み状況はどうかのご質問にお答え致します。

先ほど宮地議員がおっしゃられたことと重複するかもしれませんが、現在の進捗状況についてご説明を致します。

被災後の避難所の運営については、もう大きな課題があることから、その運営に対するマニュアルの作成が重要ということで取り組んでまいりました。

昨年度は、耐震性が確保された避難所43施設を対象に、既にマニュアルは作成されております。

残りの14施設についても耐震化に着手しており、その後、運営マニュアルの作成を予定しているところでございます。

また、避難所運営マニュアル策定済みの43施設については、県の補助事業の活用により、資機材の購入、避難所整備を行うよう、おのおの避難所において必要な整備内容について、現在協議をしてもらっているところでございます。

その避難所に関して必要なもの、そういったものを今後、情報防災課の方で整理をし、避難すべきものは何かといったところを、県の方に補助対象になるかといったようなことを問い合わせをしながら、今後整備を進めていく状況となっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

一步前に進んでおりました。資機材を県の補助に合わせて求めていくというのは、それも確認もあって私たちは9月3日の日にやったんだと思うんですけど。

この残る14カ所が耐震診断も、実際もうやっていると言われましたよね。それで、避難所運営マニュアルも作成してるわけですね。するところへいつてるんですね。

それですね、3月議会のときは、完成した避難所マニュアルの説明会および訓練の実施を計画しているということでしたが、この点について。答弁あったかもしれませんが。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

訓練に関しては、先般行われた総合防災訓練の中で実施をしてもらっている地区もございます。

また、その後、避難所に関する運営の訓練をそれぞれの避難所をお願いをしているところで、その検証も現在進められてるというところになっております。

そういったところも含めて、検証する中でまた必要な資機材等も出てくるかもしれませんので、それを加味して、挙げてきたものに関して今後整備もしていく。

また、訓練に関しては一度のみではなく、その訓練を検出した結果、検証をして今後積み上げていくといったことを、今後またお願いしていくという状況になっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

避難所運営マニュアルについてですね、もう実施をしているという所があったと。

それは何カ所ぐらいありましたか。場所が分かりましたら、すいません。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

すいません、まだ総合防災訓練の訓練のところ、避難所に対しての訓練をどこが実施してるかというところで、ちょっと自分の方、まだ把握しておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

実際訓練してるかどうか、はっきり分かってないということですかね。そういう方向にあるということですね。

答弁してくれます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員ご指摘のとおり、どこでといったところは把握しておりませんが、実施をしている所があるといったことは確認しております。

ただ、場所に関して、まだ自分の方でしっかりと確認できてないということでございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

それではカッコ2の方にはいきますが、課題についての質問ですね。

始まったばかりですのでね、課題は山積だと思いましたが、町としてはどのような点を課題として、今後どう進んでいくのかをお尋ねします。

今まで私が参加した避難所運営マニュアルの会ではですね、大体ハード面が主でして、建物の安全確認だとか、収容人数だとか、運営するノウハウがどうのこうのといったことが、主なものだったと思います。

課題について3月議会での答弁は、ちょっと重なるかもしれませんが、避難所運営マニュアルを、災害が発生したときにどううまく運用し運営できるか。そのために、マニュアルを活用した訓練を繰り返し実施していくことが最大の課題だと述べられております。

それで私、ちょっと先ほど念を押して聞いたんですが、このマニュアルを活用した訓練を繰り返し実施していくことが最大の課題と答弁があったんですが、これは課題としてあったんですが、どうこれを活用していくか。

再度お願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の一般質問、カッコ2、まだ始まったばかりだが、課題について何うのご質問にお答え致します。

昨年度策定したばかりで、議員ご質問のとおり、現時点では机上の作成といった状況に過ぎません。実際にその運営マニュアルどおりにやってみてどうなのかといったところが検証されてない状況で、先ほど申しましたように、先ほどの総合防災訓練、また、今後のそれぞれの訓練をしていただくことで、そういった課題が検証されていくというふうに思っております。

また、先ほども申しましたように、今後はその他の施設においても避難所運営訓練について実施していただく中で、本年度以降も継続的に訓練を実施、検証して、その繰り返しにより、改善点についてマニュアルを改訂しながら、より分かりやすい、使いやすいマニュアル策定に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

言われてることは、ごもつともだと思います。

私はその一步を踏み込んでですね、住民へですね、その課題としてはいかに知らせていくかっていうことが一番大きな課題じゃないかなと思ってるんです。具体的なことでは。

3月議会もこれは申したんですけど、住民は避難所に運営マニュアルがあるという、そういうルールがあるんだっていうことを知らない方が多いんじゃないかなと、私は思ってるんですが。この避難所運営マニュアルというものがあって、ルールがあるというのは、私たちはその運営マニュアルを作るときに作成に参加しましたので、こういうものを頂けました。見せてもらって初めて、あ、こういうことがあるのかということを知ったんですが、多分ね、知らない方が多いと思うんです。自主防災の組織にどういうふうの下ろしてるか、私、よく分かりませんが、一つのこの避難所運営マニュアルの課題というのは、いかに住民に知らすかということだと思ってるんですね。踏み込んだ答弁としては、私はそういう課題があるというふうに課長から来るのかなと思っただけです。私はそう思います。

そしてですね、この避難所運営マニュアルの、前回は言いましたけど、すごく大事なことが書かれてありま

すよね。一番大事だなと私は思ったのはですね、避難所運営は住民が自分たちで自主的に行うもので、役場がするものじゃないということがまず大事だと思うんですね。それは前回の課長の答弁にありましたけど、3月議会のときの答弁にありましたけど。熊本地震のときに、地震が起きて避難所へ行政が行ったら、もうそこで動けなくなって、実際復興のことについていろんなことをしなきゃならないことがあるのに、もう動けなくなってしまったと。だから、復興とか大事なことがなかなか手を着けられないという点があったけど、避難所運営というのは基本的に住民がやるんですよということをですね、なかなか私は、住民は知らないと思うんです。

それで、この表紙の裏に書いてあることはとっても大事だなと思うんですけどね、避難所運営が、これからの避難所の開設を始めますと書いてありまして、すぐにやること、当面の活動を指示するリーダーを決めてください。避難所の受け入れ準備ができるまでは、避難者は屋外で待機してください。避難されてきた皆さんへというのがあって、避難所の運営には皆さん一人一人の協力が必要です。リーダーも被災者の一人で、専門家ではありません。皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください、ということが書いてます。

そしてもう一つ、医療救護所に指定されている、大方中学校でしたから、ここは指定されていますよということが書かれてあるんですね。

こういう基本的なルールがないとですね、被災した、急いで行った、早くそこ入れてくれと。病人がいるんだとか、外は雨が降ってるとか、または寒いとか、いろいろあるときに、何してるんだ、早よ入れんかということで、私はなってくると。役場の人に来てたら、お前ら何やっちゃうんだということが出てくると思うんですね。そうじゃなくて、避難所にはこういうルールがありますよっていうことを、私は知らせなきゃいけない。それが一番大事だと思うんですね。

特にですね、自主防災組織の皆さんには、常識として知ってもらわなければならないかなと思うんです。それで、こういうことは先ほど課長も、これから今後やっていくとは言っていましたけども、今回の9月の避難訓練のときなんかですね、格好の機会じゃなかったかなと思うんですよ。私たちも避難訓練で、避難タワーに集まっています。また、小学校とか中学校に集まっていますが。そのときに、皆さん、避難したときにはこういうルールがあるんですよということでも、区長さんからでもあるのかなと思っていましたが、何にも今回は、うちですよ。よそはあったかもしれませんけど、なかったんです。そういう、みんながほんとに避難をして、防災に対する意識が高まってるときにこういう話をするとですね、ちょっと、もっと入っていきやすいと。そういうふうに思ったんですが。

住民にまず知らせる手だてとして、何か考えていますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

住民に対する周知ということでございますけども、避難所運営マニュアルの正本的なところはまだ住民の皆さんにお配りできてる状況にはありません。

ただ、概要版については、自主防災組織を通じて地域の住民の皆さまにお配りをしている状況でございます。また、今後、その状況の中で内容についても、もう少し深めていく必要があるのかなというふうに思っております。

また、先ほど言われました9月3日の総合防災訓練ですけども。その際に、自主防災組織の皆さんにちょっとこちらとしてもお願いしたのは、確かにいい機会なので、この機会に避難所運営マニュアルの検証をもつ

て、避難所運営の訓練をしていただきたいというお願いはしておりました。

ただ、総合防災訓練に関しましては、皆さん、自主防災組織でそれぞれ今まで計画を組み立てながら、順次進めている集落と思われま。そうしたところからいくと、こちらとしてはそこをやってもらいたいという要望はありましても、その地域の中で継続していた訓練、まだより進めていかなくてはならない訓練等もあることから、その実施に踏み切れてない、やれてないといった所の集落もありますし、各施設もあります。

そうした所も、言いましたように、今年度に必ずその訓練を行っていただくいったところで要請はしていますので、そこに関しては、訓練に関しては今後実施されていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

確かに、9月3日の避難訓練のときはそれぞれ地域で考えてまして、地域で炊き出しするところもあればやらないところもあるし、いろいろ自主的にやっていますので、絶対これとこれをやってくださいというふうにはならなかったと思うんです。

それで、もう一つ確認ですけど。

じゃあ、自主防災組織の皆さんにですね、完成されたもんじゃなくてもいいんですけど、避難所運営マニュアルというのがあって、基本はこうなんですよというのが行き渡っているんですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

先ほど言いましたように、概要版に関しては全住民の皆さんにお配りできてるものという認識はしておりますけども、ただ、それがすべてに行ってるかどうかの確認はしておりません。

ですので、今後、議員おっしゃられるように、その運命マニュアルに対しての作成状況とか、そういったことに関してももう少し周知をしていく必要はあるかと思ひます。

先ほど言いましたように、地域の中でこの訓練をしていく中で、マニュアルに基づいて避難所の運営といったところを考へてもらい、いいきっかけだというふうに思っております。その中で、先ほど議員おっしゃられたように、役場の職員がそこで運営していくといったことが困難、また、それをすることが全体の防災の対策に遅れを取るといったこともあることから、そこをまず住民の皆さんに考へていただくといったことがあろうかと思ひます。

あと、避難所運営の中で非常に難しいのが、やはりリーダーの存在ということになると思ひます。基本的には、その自主防災組織の会長さんであったりとか、地区長さんであったりとかということになろうかと思ひますけども。ただ、その地区長さんに関しても、その場に来れない状況がある。そういったことも踏まえて、避難所の運営に関してはさまざまな課題があつて、想定されることはものすごくあります。住環境にしてもそうですし、避難所運営マニュアルの中でお示しているところであっても、初期の行動であつて、それからの運営に対してもう少し長く見たときにどうするかといったことを含めるとさまざまな課題があるので、今、避難所運営マニュアルに関して、黒潮町では40施設ぐらいできてますけども、県内でも進んでる方だというふうに思ひます。

このマニュアルの検証をしていくことで、地域の住民の皆さんが考へていただくという素地に関しては、今

現在、進めてきて始まったばかりというふうにとらえていますので、今後はその内容をより深めていくといったことを考えていかななくてはならないので、これに関しては、やり方についてはもう少しどのようにしていくかということも考えながら、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

確かに、運営マニュアルは始まったばかりですので、これから進めていくという答弁でしたので。

課題の、住民の皆さんに知らせていくということでは、今後の課題にまた一步入っていくと思います。

私が考えた、もう一点の課題ですけれどね。さらに進んだ内容で、今度は実際じゃあどう運営を行うかという点で、いろいろあって大変だということを今、課長が言われました。確かに、広くいろんな面が網羅されてきますので、全体を一篇にやる、また、一遍に知ってもらうということも大変ですが。

私がいつもここで言ってるのは、避難所運営は民主的な運営が大事で、性別や年齢差により役割を固定化しないということが大事だといわれていますが。まあ、民主的に運営を行うことは、何も避難所に限ったことではありませんけども。

この点について、3月議会での答弁では、民主的な避難所の運営、そして男女共同の役割分担、今、このご意見に反対される方はいないんじゃないかと思いますが、と、大変心強い答弁をもらっております。実際、避難所で運営が始まりますよね。で、避難所での民主的な運営がなぜ必要かということをお考えすると、避難所暮らしでは非常時だからがまんするしかないんだっていう声をよく聞いたそうです。皆さん、ぎりぎりのところでいろいろとがまんをして暮らしていますが、その上に、まだまだがまんをしなければならぬ状況があったりですね、また、そういう状況がいつまで続くか分からないと。長く続いていたりしてですね、周囲も、もうがまんするのが当たり前だと思って、現場ではもう、役場は住民の要望を受け入れて当たり前だとか、または解決して当たり前だっていうような考えがまかり通ったそうです。私たちが6月、九州地方に行ったときの研修視察でも、そういう話が出てきたんですよ。だから、民主的に運営するというのは、何も役場に対してだけじゃないんです。私たち住民がそこで暮らしていくときに、いかに民主的な運営が大事かっていうことなんですけど。

民主的な運営を全部取り上げると答弁が大変ですので、私が取り上げたい女性問題に絞って、今、質問をしていきます。

分かりやすいので、ここでも高知市のマニュアルを引用しますが。前回は引用しましてお配りした、イラストが入ってる大変見やすいチラシのことですけれど。私がここでいくらよその自治体の話をしても、それはそれです。高知市では、これを全部の家庭に配ったというお伝えもしたことです。

このチラシのほんの一例ですがね、取り上げてみますと、食事作り、清掃、運営リーダー等の活動は、性別にかかわらず分担し、負担が偏らないようにしましょうと、ここに書かれてあります。私はこんな簡単な言葉ですが、この文言が各家庭に配られて、住民の目に入ることこそ大事だと思っています。簡単な言葉であって、簡単だからいいわけですが、現実には、また多くの住民の方は、今までの習慣からですね、女性は、炊き出し、掃除などをやって当たり前だと。そして、大事な決め事やリーダーは男性がやるものと、何となく分かれています。何も、女性が炊き出しや掃除をしないと言ってるわけではありません。得意分野を生かすことは大事ですので、気が付き次第できることからやると思いますが、しかし、それがやって当然では、決してないわけです。また、男性にはリーダーとして取り仕切ることが当然だと。男性だけに重い責任が掛かったという、そ

ういう現実も報告されていますので。

再度ですね、高知市のマニュアルの引用ですけども、避難所が安全で安心できる場であるために、平等な役割分担と、あらゆる被害、暴行とか盗難などが横行するそうですけども、あらゆる被害を想定した対策を行う必要があります。特に女性のニーズに対応できるよう、プライバシー保護対策、セクハラや性的暴力の防止、相談などが不可欠です、とあります。このような問題も対策が必要だという、そういうことをですね、事前の学習がとても大事ではないかなと、前回のときも言いました。

それで、前にも言いましたけど、婦人会ではこういう問題を取り上げてですね、高知市から、実際東日本の現場に出向いて現実を調査した上で、女性の視点を災害対策に生かすという報告書を作ってるんです。そして、これは高知市が公費を使って作ってるものなんですが、このような先進例は大いに活用すればいいと思うんですが、この点もなかなか施行部には届きませんけども。

高知市にこだわる必要はありませんが、このような事前学習をですね、職員とか自主防災組織とか、そういう所を主に住民と一緒にやっていくと。そういう考えはないでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃられるように、避難所において、性別において役割分担といった考えはございません。できる方が、できるようにそこをやっていく。しかも、避難者であっても、その避難された方が犠牲者ではあっても、そこで動ける方は動いてもらう、といったことも基本だと思います。

また、運営マニュアルを作成するに当たっても、各自主防災組織の中でも女性を組み入れていっていただくといったところを基本でお願いをしているので、そういった女性の方の観点から、避難所運営マニュアルが今現在作られておるといふふうに認識しております。

また、先ほど来言っていますように、このできた運営マニュアルといったことはまだ形上というところにありますので、そういったところをより詳細に、今、議員がおっしゃられたような問題点等も、地域担当の職員とともにその中で築き上げていくときに、そういった事例等もお示しながら、こういった問題、こんなときにどのような形で避難所を運営していくかといったようなことも双方で話し、協議しながら、今後進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

課長の答弁はそのとおりだと思うんです。

私が聞いているのはですね、そういう段階から一つ進んで、住民にもこういうことは大事なので、住民にこういう意識をですね、こういうことを民主的に運営することが大事だと。性別で役割分担するんじゃなくて、やっぱりできることはみんながやるし、女性も被災者、男性も被災者。で、リーダーになる方も被災者ですし、実際、役場の職員だって被災者なんですから。そういうことを、住民の中にやっぱり細かくお知らせしていく。で、みんながそういう知識を共有していくということが、民主的な避難所運営をしていく基礎になると思うんですね。

だから、住民の中にどのように知らせていくか、そういう研修なり何なり、方法は考えてないでしょうか

ていうことをお聞きしたんですが。

再度、答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

議員の再質問にお答え致します。

具体的に、そういったところがまだ進められている状況にはないです。

ただ、今後、議員おっしゃられるように、そういったところの共通認識、また、そういった課題を共有していくといったことは非常に重要だというふうに考えておりますので、その方法について今後、協議をしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ何回も言ってもね、おんなじことです。ほんとに今始まったばかりで、それを取り組んでいくと言ってるわけですから。

ほんとに、今後のことについてぜひ取り組んでいってほしいし、具体的にこういうことしますよっていう事例が出てくるとほんとに、答弁としてはすんと納得いったんですが。まあ、なかなかそうはいきません。

それで、一つ例を挙げますけど。

熊本地震のときですけど、新聞報道で、NPO の法人イコールネット仙台という方の代表理事の方の話が載ってたんです。少し飛ばしますけど、その人が一つの例としてこういう話をされています。

紹介しますと、このNPO 法人の方たちが、被災地に化粧品を届けに来ましたって言ったそうなんです。化粧品ですね。皆さん、そのことを聞いてどういうふうに思われるか、ちょっといろいろだと思うんですが。化粧品を届けに来ましたと、避難所運営のリーダーに言いますと、そんなもんよりほかに必要なもんが山ほどあるんだと言って、嫌な顔をされたこともあると。それも私、一理あると思うんですね。もう課題が山積しておりますので。すぐ、食べるものとか着るものとかね、生活にすぐ必要なものじゃありませんので、そういうことがあったと。でも、この方が言われてるのは、でも、クリームや口紅などを届けると本当に喜ばれたそうです。それでですね、その次が大事なんですけども、化粧品を受け取った被災者が、つらい中にほっとする瞬間が持てたと。こういうふうに喜んでくれたそうなんですよね。

避難所暮らしというのは本当に、先ほども言いましたけども、非常時だから、もうがまんするより仕方ないんだと。少々のことはがまんしなさいと。そういうことが、もう充滿してるんですよ。そういう中で、ほっとするひとときが持てたと。私、これはですね、すごく大事だなと思って聞いたんですけど。ほっとするっていうのは、ほんとにこれから将来どうしようか、家もなくなった、家族もけがをしてる、亡くなった方もおいでるし、どうしようかっていうときに、一つの生きる希望になるかもしれない。そういう心の安らぎになるかもしれない。そういうことも大事だなと、私はこの新聞記事を見て思ったんですよ。

ほんで、ほんとに小さいことですけども、私が今回ここで言いたかったのはですね、災害が起こったときには、一番先に弱者に負担が掛かると。そういうことをずっと勉強してきましたよね。で、高齢者や、女性や、子どもや、障がい者だとか、それから介護が必要な人。で、介護が必要な人を抱えてる家族の人とか、そういう方たちはほんとに大変な思いを、普通の人よりもまだするというのを、ずっと聞いてきましたよね。そん

な中で、高齢者っていうのは割と対策があるんだそうです。というのは、人数が多いですから。特に高齢者社会ですので割と対策があるんだけど、小さな子どもを連れてる人、それから妊婦さんとか、そういう人たちに対してはほんとに支援が少なくてですね。私たちもそうですけども、小さい子どもの泣き声だとか、それから走る足音だとかいうのは普段聞き慣れないもんですから、避難所ではかなりそういうことがストレスに、聞いている者もストレスになる。連れてる方は、迷惑掛けると思って外行かなきゃなんないとか、そういうことがすごくあったそうですね。こういうところまで私たちがですね、言ったらたくさんの方じゃない、少数者なんですけども、少数者に対してどんどんどんんこういうことが後回しになってきて。少数者ですから、たくさんの方の支援の方にまず力が注がれますので、後回しになっていく。

こういうときに、平時のときだから、今余裕があるときだから、こういうような研修や啓発をお願いしたいということでお願いしたんです。さっきの答弁とおなじになるかもしれませんが、こういう視点で研修なり何かをお願いしたいっていうのは、私は一番最初にこれを聞いたのがこの町民大学でしたので、ぜひですね、住民の中にこういうことも大事なんですよというような、ほんと町民大学が一番いいんですけど、そういう計画はないでしょうか。今後、取るつもりはないでしょうか。

ちょっとお尋ねします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃられたように、大勢の人の対策といったところがどうしても先に行われていくということは、もうそれは致し方のないことだと思います。

ただ、おっしゃられているように、少数の方がそこで暮らすといった権利は、大勢の方も少数の方も、変わらないというふうに考えております。

ですので、そうした方のこういった状況があるよと。こういったところも、避難所をやっていく、共同生活をしていく中であっては、もう当然、誰ものががまんを享受しながら進めていくといったことは出てくるので、そういった事例もお示ししながら、住民の方に理解していただくといった機会は設けることは必要だと思っております。

それが町民大学というタイミングになるのか、それはちょっと分かりませんが、何らかの形でそういったことが周知できればというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

何らかのことで対策を取ってくれるということでしたので、2 番についての質問は終わりたいと思います。

3 番に移ります。国民健康保険についてです。

平成 30 年度、来年の 4 月からですけど、国保は運営主体が市町村から都道府県に移ります。

国保は、私たちが生きていくためにはなくてはならない制度です。国保本来が持っている趣旨は、お金があるなしで差別されなくて、国民誰もが安心して医療が受けられる、世界に誇れる国民皆保険制度です。私たちの命と健康を守る、大切な命綱です。

しかし、国保は構造的な問題があって、全国で赤字会計の自治体がほとんどでして、黒潮町でも例外ではあ

りません。今後、運営主体が県に移行したことで何か今までと、手続きや保険料も含めて変わる点があるんでしょうか。県の方からは説明会もあったと思いますが、今後、県下の自治体全部を一括した統一保険料になるんでしょうか。

まずは、その移行することによって全体的な点を、答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地葉子議員の3番、国民健康保険についての1、国保料に変動があるかどうかだが、それらを含む今後について伺うのご質問にお答えを致します。

まず、議員ご質問の国保料の変動についてございますが。来年度から、県が各市町村の医療費指数や所得比率などを基に標準保険料を示し、市町村はそれを参考にして保険税率を決める方式に変わりますが、黒潮町では、現在のところ保険税率の改正は予定しておりませんので、来年度も今年度の保険税率と変わることはありません。

今後についての制度改正につきまして、来年度以降は県全体で医療費を各市町村で負担し合う形になりますので、これまでと異なり、黒潮町の医療費だけで国保税を見込みを立てることができなくなります。

県から示される納付金は、市町村ごとの医療費指数をすべて反映することになっておりまして、所得比率によっても調整されますので、医療費が低く所得も低い市町村は、納付金が低く設定されます。

よって、医療費が同じ市町村の場合は、所得が高い市町村の方が納付金の設定が高くなりまして、所得が同じ市町村の場合は、医療費が高い市町村の納付金の設定が高くなります。

黒潮町の場合は、医療費は県平均よりも低く、そして所得が県平均並みで試算されておりますので、来年度の県の納付金額が急激に上昇するということは考えておりません。従いまして、皆さまから頂く保険税を上げなくてはならないということは想定しておりません。

そしてもう一点ですが、先ほど申しましたように、来年度から県が各市町村の医療費を、所得水準などを基に標準保険税率を示して、市町村はそれを参考にして保険税率を決める方式に変わるということを申しましたが、保険料率につきまして、県の方は当面の間、県下統一をしないとされております。

それで、住民の皆さんに直接、何か変わることはということでございますが。今までどおり、住民の皆さんに行っていただく各種手続きや国保料の納付などにつきましては、これまでどおり、黒潮町の窓口で行うこととなっております。

そこで、広域化によりまして、住民の皆さまに何かメリットがあるのかということになると思いますが。県内のほかの市町村に例えば引っ越した場合、引っ越す前と同じ世帯であると認められる場合は、高額療養費の上限額支払い回数、いわゆる多数該当の高額療養費といいますが。そのカウントが引越し先の市町村の方にも引き継がれて、経済的な負担が軽減されるということが挙げられます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の答弁を聞いて、住民の方は大変安心すると思うんですね。

新聞報道では、国保料が上がるんじゃないかというような報道がありましたので、どうなってるんだろうというふうな心配がありましたけれども。取りあえずだと思っんですけども、まあ来年度はもちろん変わらないし、

医療費は県内平均より低い、所得は並みと。並みかどうかね、どういう基準になるか分かりませんが所得は並みなので、それほど急激に保険料の上昇はないという答弁でしたので、その点では安心致しました。

上がるんだってもし言われたらですね、私、こういうあれを準備しちよったんですよ。

厚労省が四国ブロック会議で言ってるのは国保新聞に載ってますけど、そのときにですね、制度移行に伴って、保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしていますということが。激変緩和措置ですかね、とにかく急に上がったりすることは考えなきゃいけないっていうふうに厚労省が言うたと。要約したらですよ。そういうふうになりましたので、上がるという答弁があったら、これを言ったらいいなと思ったんです。上がらないということでしたので、その点は安心しました。

それで、国保会計は全国の自治体の多くが赤字ですが、その最大の原因は、国が1984年以降、国保への国の負担率を下げたことです。それまでは、国保は医療費の45パーセントを国が負担しておりましたが、1984年以降は給付費が50パーセントに下げられておりまして、そのことで国の負担率は、医療費の45パーセントから38.5パーセントにまで削減されました。その分が国民の負担になったことが、国保が全国で値上がりし続ける最大の原因です。

また、それに加えてですね、国保には本来持ってる構造的な問題があります。国保本来の性格ですね。国保は社会保険のように、元気で、働き盛りで、収入も多い人たちが加入する保険とは違います。国保加入者は、一次産業の従事者もいますけども、今では加入者の8割が、年金生活者や無職者、派遣社員や非正規社員、失業者等々の、低所得者層で占められています。しかも、厚労省保険局が出してる資料によりますと、国保加入者の平均所得は1990年代前半をピークに下がり続けて、今や130万円台にまで落ち込んでいます。低所得者なのに、その人たちの収入が落ち込んでると。その上に、社会保険のように事業主負担もありませんので、もともと脆弱（ぜいじゃく）な基盤の保険が国保なんですよ。だから、国や公の負担なくして成り立たない制度が、国保本来の持ってるものです。

さらに、近年の医療費は、医療技術の高度化と急速に進む高齢化等々で、年々増加傾向にあります。医療費が上がっていきますよね。ほんで国からですね、国保への購入額が、その医療費が上がることに見合うような額がなされておられません。

それで、全国知事会でも、毎年のように国に対して、国が国保を入れる額を時代に合った内容に増額することを強く求めています。全国町村会でも要望を挙げていますが。

県に運営主体が移行することで、そででは質問ですけど、国保法はどのように変わりますか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

国民健康法はどのように変わるのかということでございます。

国民健康保険法の第3条に、今までなかった都道府県の役割が明記されております。

ちょっと読み上げますと、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする、ということが明記されまして、保険者に都道府県が加わることになりました。ただし、今までどおり、市町村も保険者であるということは変わりございません。

それから、同法の第4条には、都道府県の安定的な財政運営と、効率的な保健事業の実施の確保と、それから市町村の保健事業の健全な運営について中心的な役割を果たすようにということで、県の役割がこれも明記されております。

同じく、第4条に市町村の責務も書かれておりますが、これにつきましては、今までやっておりましたことと何ら変わりございません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それで、国保法の第3条に都道府県のところが。

ここ第3条はですね、市町村及び特別区は、この法律に定めるところによりというふうにあります。その中に、都道府県はというのが付け加わったということですよ。

あとは、市町村も保険者であることに変わりはないということでしたので、大筋は、第1条ももちろん変わらないし、3条件が付け加えられて、4条がちょっと付け加えられたということですね。

ということは、国保法の第1条の国保は社会保障であるということや、第4条にあるように、国保は国が運営に責任を持つという点も含めて、国保が最後のセーフティーネットとしての社会保障であるという、本来の趣旨は変わらないということよろしいでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答えします。

議員のおっしゃられるとおり、1条も目的につきましては変わりありませんので、今までどおり国の責任において行うということについては問題ございません。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今までどおり、目的も変わらないし、社会保障であるということは残ってるわけです。まあ、当然といえば当然ですけども。

それで、今回、国保の運営主体を都道府県に移すことによって、国保料が値上がりするようなことは絶対避けなければ、住民にとっては意味がない変更になってしまうんじゃないかなと、私思っておりました。まあ、黒潮町では大きな変更はないということですので、当面安心しておりますが。

運営主体が県に移行したとしても、命を守る大切な制度が、国保というのは命を守る大切な制度ですよ。それがですね、国保料が高くて払えないとか、国保を払うために食費や病院に行くのを控える羽目になると。そういうのであったら、本末転倒です。

今回の市町村から県に移行することによって、県全体としてはですね、値上げ率が25パーセントを超える自治体はあるのでしょうか。もしあるとしたら、どれぐらいあるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

県全体的な保険料の状況について、どのように変わっておるのか。そしてまた、例えば保険料が25パーセント上がる自治体があるのかどうかということでございます。

先ほども申しましたように、来年度から、高知県が各市町村の医療費、それから所得水準によりまして標準保険料率を示して、市町村がそれを基にして、参考にして保険税率を決めるということで、保険税率は市町村が決めるということになっております。

従いまして、保険税率については各自治体の判断ということになりますので、25パーセント以上上がる自治体があるかどうかということについては、今のところは不明でございます。

なお、県から示される納付金額は、黒潮町の税収額と、県と国からの負担金、交付金を合わせた額よりも多くなった場合はですね、標準保険料率のとおり国保税を上げるか、または一般会計からの繰入金などによりまして、対応するかということにしなければならないと思います。

このように、各市町村の責任によって上がる、制度改正によって上がるということにつきましては、納付金の負担が急激に増加しないようにするために、先ほど申しましたその激変緩和措置ということが取られることになっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

納付自体はですね、国保料自体は各自治体が決めるということとはよく分からなかったんですが、そういうことですので。

今のお話聞きますと、次に私、聞こうと思ってたんですけど。それじゃあですね、今お話聞いてますと、一般会計からの、今までは法定外繰入をしておりましたけども、それはできるということですね。それを確認したかったんですが。

県の方に移行したら、そういうことができなくなるんじゃないかなということの心配しておりましたが、それは大丈夫なんですね。確認です。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問のお答え致します。

今までどおり、法定外繰入という制度は残っていきます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もう一点、確認ですけど。

じゃあ、今回、都道府県に運営主体が移行したことで、国は国保への負担率を増やしましたか。

また、増やすような兆しはありますか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

国の支援につきましては、保険努力者支援とか、財政安定化の支援とかいうことで予算を確保されておりますが、またそれにつきましては、現在のところ国の補正予算が決定してないので、どれだけの補てんがされる

かについては、こちらの方ではまだ把握しておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ国の動きはね、まだまだ分からないかもしれません。

今年度 1,700 億円でしたかね、国はやってますけど、それ以上に増やすという通達はないというふうにとらえていいんですね。移行することによってね、それはないということですが。

もう一点聞きたかったんですけど、今までの国保は市町村でやってましたので、市町村で独自の住民サービスを行ってましたよね。例えば、黒潮町では小中学生の医療費の無料化とか、まあ細かいことはいろいろあると思うんですけど、各市町村で。

じゃあ、そういうような住民サービス、独自サービスというのは、維持されていくのでしょうか。それとも制限がかかるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

各市町村が独自で行っております、いわゆる地方単独事業という名称で呼ばれてますが、そのことにつきましては、これは各自治体の判断で行うこととなりますので、制度が県の方に移行したといったとしてもですね、これが変わるということはありません。

なお、町単独事業につきましては、国のこれからの方向と致しまして、就学前のお子さまについての部分の地単カットと申しますか、地方単独事業によるその交付金をカットされる部分は、それはなくなる方向でいっておりますので、その分改善されると思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

課長の方からの答弁はですね、大変ありがたい内容だったんですよ。で、法定外繰入も、一般会計からの法定外繰入をすることも変わらないし、町単独でやってる住民サービスも変わらないということは、住民にとって大変ありがたいことです。

これが、いつまでとか、ずっと続けられるとかいろいろ、それ心配なんですけど、どうなんですかね。そういう説明はなかったですか。

今のところは、そういう制限なしでいってもいいというふうにとらえていいですかね。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

そのことにつきましてですね、いつまでかということについては、なかなかこの場で明言することができません。

ただし、高知県の方では、急激に納付率が上昇するということについてを避けるための激変緩和措置につきましては、6年間を予定しておるといことは述べられております。

それで、3年間ごとに見直しを行うという方向になっておりますので、少なくとも6年間は激変緩和措置は続けられるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

細かいことをずっと確認していった大変申し訳ないんですけども、住民にとっては大変な、大事なことであります。

国保本来はほんとに社会保障ですからね、高く払えない、保険証がないんだとか、病気になっても病院に行かれないってことは、本来、社会保障制度としてやっていくのなら、あってはならないことなんです。でも、現実にはなかなかそういうことが解消されてなくてですね、大変な思いをしてる人があります。

国保は、病気になっても、病気になったら、誰もが安心して、保険証1枚で病院にかかれる。そして、誰でも払える国保。これが、国保本来の姿だと思います。国民の命は平等ですので、国保は命と健康を差別させないための制度だと思います。

それで、これまで市町村が運営主体のときはですね、国保滞納者ですよ。滞納者に対しては、その国保が払えない人、そういう人に寄り添った、相談に親身になって自治体の方が乗ってくれておりましたし、その人の相手の状況によっては、住民の状況によっては分納することも提案したりですね、滞納の解消することに親身になって、私、取り組んで。まあ、役場の職員さんも住民と直接向き合いながら、住民に寄り添った運営をされてたと思うんですよ。

それで、県に移行しても、これも確認です。今後もこのような行政本来のやり方、住民に寄り添った国保運営というのは、続けることは可能ですよ。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

県の方に移行したからといって、窓口が変わることはございません。今までどおり、住民の皆さんに即した対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

国保はほんとに、何度も言ってますけど私たちの命綱ですので、なくてはならない制度ですが、なかなかこれが払えなくて困ってる人もおいでます。債権機構に預けたりして、ほんとにそういうことはいいことなのかと思って、私は心配しておりますが。

午前中に、森議員から介護保険制度のこともほんとありました。払いたくても払えない人が実際にいるんだということで、行政はそういう気持ちで今後も対応してくれると思うんですが、やっぱり住民に寄り添ったですね、行政運営をしていただきたいと思います。今もやってくれていますので、続けていってほしいと思うんです。

今回の運営主体を都道府県に決めたのは国ですが、そのことで国の責任が消えたわけじゃ、もちろんありませんよね。で、これまでも全国町村会は国へ要望書を挙げていますが、その中でも、財政基盤の強化を図るためにも国費の大幅な追加投入を求め、また、構造的な問題の抜本的な解決を図るように求めています。

そして、高知新聞に載っておりましたが、国保中央会会長を務めておりますよね、高知市の岡崎誠也市長ですが、誠也市長の言葉として載ってたんですけど、今回は、市町村に当面な過度な負担を求めない制度設計になったと思う。そう言いながら、今後も医療費の増加は避けられない。国費の支出増を全国の知事会、市長会などで働き掛けていかなければならないと、国保会の会長さんがそのように言ってます。確かに、そこへいかないと根本的な解決はできないと思います。

国保への国の負担率を増やすことは、知事会や町村会もさることながら、議会でも、住民の声としても、国への要望を引き続き行うべきじゃないかなと、私は思っております。

そういうことで、今回、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 46分